平成３０年第３回尾鷲市議会定例会会議録

平成３０年９月１２日（水曜日）

○議事日程（第４号）

平成３０年９月１２日（水）午前１０時開議

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　三　鬼　孝　之　議員	２番　内　山　將　文　議員
３番　奥　田　尚　佳　議員	４番　楠　　裕　次　議員
５番　上　岡　雄　児　議員	６番　三　鬼　和　昭　議員
７番　村　田　幸　隆　議員	８番　仲　　明　議員
９番　小　川　公　明　議員	１０番　南　　靖　久　議員
１１番　髙　村　泰　徳　議員	１２番　野　田　拡　雄　議員

○欠席議員（１名）

１３番　濵　中　佳芳子　議員

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	藤吉利彦君
会計管理者兼会計課長	佐野憲司君
政策調整課長	大和勝浩君
総務課長	下村新吾君
財政課長	宇利崇君
税務課長	吉沢道夫君
市民サービス課長	内山雅善君
福祉保健課長	三鬼望君
環境課長	竹平専作君

商工観光課長	北村琢磨君
商工観光課参事	芝山有朋君
水産農林課長	内山真杉君
建設課長	高柳伸浩君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	河合良之君
尾鷲総合病院総務課長	平山始君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	内山洋輔君
教育委員会生涯学習課長	野地敬史君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大川太君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	岩本功
事務局次長兼議事・調査係長	高芝豊
議事・調査係書記	相賀智惠

〔開議　午前　９時５９分〕

議長（三鬼孝之議員）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１２名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、本日、現在、大雨警報が発令中のため、執行部については、防災危機管理課は災害対応に備え本会議は欠席しております。また、会議中に緊急放送等が入る可能性もございますので、御了承をいただきますようお願い申し上げます。

本日の欠席通告者は、１３番、濵中佳芳子議員は、所要のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第４号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において３番、奥田尚佳議員、４番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第２、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、８番、仲明議員。

〔８番（仲明議員）登壇〕

８番（仲明議員）　皆さん、おはようございます。

現在の尾鷲市の現状は、広域ごみ処理施設の推進、三田火力跡地利用の活性化計画、総合病院経営改革、海洋深層水事業の継続、財政再建計画など、今後の尾鷲市を左右する極めて重要な案件があります。これらの案件は、誤ることのできない政策議論と速やかな決定が必要であります。

加藤市長には、尾鷲に住み続けることができるように一つ一つ丁寧に議論を進め、政策決定と施策の推進に総力を挙げて取り組まれることを願うものであります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

気象庁の発表によると、７月の平均気温は、統計開始以降最高記録を更新した東日本を中心に全国的に上昇、猛暑、豪雨は３０年に一度級で、異常気象であると総括をしております。

東日本、関東、甲信、北陸、東海の平均気温は、平年よりも２．８度高く、７

月の最高記録を更新しております。

尾鷲市でも平年より１２日も早く梅雨明けし、３０度を超す真夏日が続き、平均気温は、観測史上２番目に高い記録となりました。最高気温は、３０度を超えた真夏日が２１日間で、７月２３日には３８．１度と、観測史上２番目に高い記録となりました。いずれも大手新聞等の報道によるものでございます。

８月に入って猛暑が連日続き、東海地方での４０度超え、高温注意情報と危険厳重警戒などの熱中症予報が連日報道されていました。

三重県策定の三重県気候変動影響レポート２０１４においても、三重で暑い日がふえているとし、平均気温は、夏場に２．６度の上昇が予測され、高温で多湿、風が弱いときなど熱中症が発生しやすくなると注意を呼びかけております。

それでは、まず、各学校の熱中症対策についてお聞きをいたします。

本年の梅雨明け前後からの高温に伴う学校教育現場での熱中症対策について、基本的な考えと各幼小中学校への教育委員会の指示、教育現場で実施した具体的な対応をお答えください。

また、暑さ指数ＷＢＧＴの実況値をどのように活用し、各学校への情報伝達などの対応をお示しください。

次に、独居のお年寄りの熱中症対策についてお聞きいたします。

３０年に一度の異常気象と言われながらも来年の夏もこのような猛暑が続いたなら、もはや異常ではなく日常、通常の概念となります。世界規模での猛暑となっていることから、油断はできません。

８月には、高温注意情報が続く中、防災無線広報おわせで、福祉保健課から市民の皆様に熱中症予防の注意を呼びかけました。お年寄りの方は、体温調整などの熱放散能力の低下、冷房使用時間の短縮など、熱中症にかかりやすいと言われております。特に、独居のお年寄りの熱中症対策について、どのように市が保健指導され、また、どうあるべきか。市長、お答えください。

壇上では以上でございます。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君）　まず、私のほうから、独居のお年寄りの方への熱中症対策について、お答えさせていただきます。

ことしの夏は、例年に比べ気温と湿度が高い日が続き、熱中症予防への対策が重要となる状況が続いておりました。

特に、高齢者の場合、基礎代謝が低く体温調整がうまくできないこともあることから、熱中症にかかるリスクが高いと言われております。

このような中、本市では、広報おわせやホームページなどを通じて熱中症への注意喚起を行っているところでありますが、特に、環境省が公表する暑さ指数ＷＢＧＴで厳重警戒や危険を予測された場合には、直ちに防災無線やエリアワンセグを通じて広く市民に対し熱中症予防への注意の喚起を行っております。

また、各地区のコミュニティーセンター等で開催されております健康教室や健康相談において熱中症予防の資料を配布して講話を行うほか、保育園やちびっこ広場を初め、老人クラブ連合会などの団体を通じて啓発チラシを配布するなど、あらゆる場面での声がけ、意識づけに取り組んでまいりました。

特に、高齢者への啓発においては、今までの状況とは違うことを御理解いただくため、繰り返し丁寧な説明を心がけて対応しております。

今後も、ひとり暮らしの高齢者のみならず、市民の命と健康を守るため、あらゆる場面を活用し積極的な保健指導に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、学校教育現場の熱中症対策については、教育長より答弁いたさせます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　私のほうからは、学校現場での熱中症対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ことしの夏は連日猛暑日が続きました。学校現場におきましても、熱中症に対する備えは必要不可欠なものとなっております。

我々としては、熱中症対策の基本に、何よりも子供たちの健康を最重要視するということを基本的な考えとしております。

なお、具体的な対応としましては、ともかく、小まめな水分補給のために水筒を持参すること。忘れる子もおりますので、それについては学校で対処をすると。それと、外出時の帽子の着用、運動場にテントを張り日陰をつくる、それと、運動場での指導時、特に口頭でいろいろ指示する場合には日陰で行う、扇風機の活用、そして、子供たちの顔色あるいは健康状況を見ながら涼しい部屋での休息での対応というふうな形で対応をさせていただいております。

また、暑さ指数ＷＢＧＴにつきましては、厳重警戒、特にこの指数が２８度以上の場合ですけれども、その際には校内放送等で教師や子供たちに状況を知らせて注意を呼びかけるとともに、外に出るときには帽子の着用、そして、高温時の

運動の中止ということを指示しております。

特に、ＷＢＧＴ測定器と、また、指数掲示板の配付につきましては、この夏休み中に行って、今後も学校全体での情報共有を図りながら、暑さ指数に注意を払って、そして、熱中症に対する十分な備えをとるように先日の校長会でも再度徹底をさせていただきました。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　それでは、まず、独居のお年寄りの熱中症対策について質問を続けてまいります。

福祉保健課長にお尋ねしたいんですけど、三重紀北消防管内の熱中症救急件数総数と６５歳以上の件数がもし把握されておれば、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君）　御説明いたします。

本年７月、８月の尾鷲消防署の出動件数７９６件は、前年に比べて６０件ほどふえておるのですが、熱中症が疑われる方、また、確定した方が１９件、これも前年に比べて９件ふえております。特に、尾鷲市の６５歳以上の方につきましては、１９件中１０人の方が熱中症で運ばれて確定診断を受けております。これも前年に比べて４件ふえておるのが現状でございます。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　ただいまの福祉保健課長から熱中症の救急搬送の中で、尾鷲市だけの件数が７月、８月で１９件と、そのうち６５歳以上が１０件、６０％の方が６５歳以上であると。これに緊急搬送されていない方もみえると。それで、体調不良を起こしてみずから受診した方を加えると、推測ではもっとふえるのではないかというふうに考えております。

ただいま、市長から、厳重警戒が出れば広報でお知らせすると、それから、健康教室等で講話を開いてチラシも配布するということをお聞きしたんですけど、なかなかお年寄りの方が講話を聞くとかチラシを熟読するというのは、かなり手間がかかって難しいというふうに私は思っていまして、防災無線が聞き取りにくいお年寄りや、水分補給とかエアコン設定などのことで、やはり保健師の個別訪問指導が必要ではないのかと、このように思います。

熱中症に限らず、独居老人の保健指導は、戸別訪問計画指導が年間を通じて計画はされていないか、福祉保健課長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君）　現在、市内にひとり暮らしの高齢者が約２，７００人ほど福祉保健課で把握しております。やはり、ひとり暮らしの高齢者に対する熱中症の呼びかけは、保健指導などについて、議員御提案のとおり個別訪問は効果的だと考えております。

その中で、介護保険制度が施行される以前は、保健師による住民への健康指導の一環として高齢者の戸別訪問は実施されていた時期がございました。その後、介護保険制度が始まって、その役割を介護事業所のヘルパーや包括支援センターが担っており、現在保健指導は行っておりませんのが現状でございます。

今後、熱中症以外にも高齢者の病状、健康状態が急変する場合もございますので、保健師による、現在行っているコミュニティーセンターや、そういうところでの健康指導は充実させていくのはもちろんですけど、やはり個別対応として、高齢者の方でも健康状態にリスクの高い方、また、ヘルパーやそういう包括支援センターが訪問していない家庭もございますので、そういうところについては、個別対応も含めて保健師による指導も計画したいと思っております。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　一応、独居老人が尾鷲市内２，７００人ということで、これを個別指導するのは大変だと思います。

介護保険制度が始まる前までは個別指導もやっておったという中で、やはり熱中症というのは命にかかわることでございますので、６５歳以上とは言いませんけど、後期高齢者、７５歳以上の独居老人を絞り込むと、もう少し人数が減るんじゃないかと、このように思っています。巡回戸別訪問ができるように、ぜひ来年度に向けて御検討をお願いしたいと、このように思います。

それから、学校現場での熱中症についてに移ります。

子供たちの健康を最重要に捉えておるということで、日ごろから水筒の持参とか帽子、テントを張るような指導をしていると。ＷＢＧＴが２８度以上になれば校内放送をすると言われておりましたけど、最高気温が３０度を超えるあたりから、また、暑さ指数ＷＢＧＴが２８度を起えるあたりから熱中症の死亡率は高くなると、このように言われております。

教育現場での実態調査確認は、教育委員会、実施しておりますか、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　まず、各学校の教室の気温については、６月から７月にかけ

て調査を依頼して、特に一番暑くなる１３時から１４時、１日１回、ここを定点観測するようにしております。

それによりますと、各校とも６月下旬から気温が上がり始めて、７月には教室の気温が３０度を超える日が多くなりました。特に、中旬から下旬にかけては３５度を超える学校もございました。実際、一番最高の温度を調べてみると３６度になったときがございます。

このように大変暑い中、学習している状況がありますし、何といっても熱中症の予防のために、現在各学校に配置してあります扇風機の利用とか、授業中の小まめな水分補給などを行い対応しておる次第でございます。

幸い、１学期は大きな問題もなしに夏休みを迎えることはできましたけれども、今後９月以降も今みたいな気象状況の中で暑い日が続く可能性もございますので、ともかく継続して教室の気温調査をもう少し細かく実施して対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　教育長の御回答の中で、１３時から１４時、１日１回気温を計っていると。ことしは、３５度、３６度を超える日が続いたということで、教室によって温度も違いますので、これについては、また後ほど調整監のほうにお尋ねをいたしますけど。

引き続き、質問を続けます。

熱中症事故等の防止について、平成３０年５月に文部科学省初等中等教育局教育課長から通達があり、学校管理下における熱中症事故が発生をしている、熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後も適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能であると、このように言われています。

各教育委員会では、熱中症環境保健マニュアル２０１８、また、暑さ指数等を参考にして、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、各学校に周知し、熱中症予防に取り組むよう、これは要請されております。

教育長、そうですね。

環境省の熱中症環境保健マニュアル２０１８は、本年３月に３０年度版として改訂をされました。この改訂版は、各学校に周知をされていると思いますが、これなんですけど、７６ページに及ぶ熱中症全般の詳細なマニュアルです。これ、

読むのが大変ですね、理解するのも大変なんです。

さきの行政常任委員会で、市独自の熱中症対応マニュアルの作成を提案いたしましたが、その後の対応はどうされましたか、教育長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　議員御提案の熱中症対応マニュアルについてでありますけれども、学校への対応としましては、熱中症予防のための基本指針ということでコンパクトにまとめたやつを７月に作成し、そして、各小中学校に周知いたしました。

中身は、安全教育、安全管理、組織活動を進める上でのポイントとか、熱中症事故の未然防止のポイント、さらに、熱中症への救急措置などの内容で、あわせて、こういった暑さ指数の表もつけ加えて配付させていただいております。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　熱中症予防のための基本指針を既に７月に作成して、配付、周知されたと。この迅速な対応について、ありがとうございました。敬意を表します。

しかし、この際申し上げたいのは、現場の教職員が一目で理解をして行動できる、（仮称）熱中症予防行動手順を策定して各幼小中学校に掲示するなど、さらなる周知を図る考えはないか、教育長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　やはり、全員に徹底するということは、非常に重要なことでございます。

熱中症予防のための基本指針は、少しコンパクトにしたとはいえ、読まなければいけません。そういった点で、一目で理解し行動できるように要点整理をして、また、担任教師が身近において利用できるよう、Ａ４版様式の熱中症予防マニュアルという形で、こういうものを作成させていただいて、これを身近に置いて対応できるように指導を徹底させていただいております。

なお、今後も一層子供たちの健康保持に向けて、行動指針を明確にした上で対応に当たってまいりたいというふうに思います。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　既につくられているということでございますが、どうしても、理解をしていても、事が起ころうとしているとき、事が起こったときには、どうしてもパニックになることがあります。常に意識の中に置いていただくと、そのような指導を徹底していただきたいと、このように思います。

続きまして、本年７月中に暑さ指数が２８度を超えた日は何日だったか。

また、各学校の最高室温は何度でしたか。大川学校指導調整監、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　学校教育担当調整監。

教育総務課学校教育担当調整監（大川太君）　御質問にお答えします。

本年７月中の暑さ指数ですが、環境省の熱中症予防情報サイトによりますと、尾鷲市においては、暑さ指数２８度を超えた日は、３１日間中２５日ございました。

また、各学校の最高室温についてですが、尾鷲中で３６度、３階、２階とありますけれども、これは私もその場に居合わせましたので、気温３６度を目視しております。あと、向井小、３６度、宮之上小、３５度、矢浜小、３５度、三木里小、３５度、輪内中、３４度、ほかの学校も含めてなんですけれども、多くの学校で室温が３５度付近になった日が数日ございました。

以上です。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　やっぱり３０度を超える日が２５日、３６度を超えるのが数日、これでは、もう教室内では勉強はできませんね、そのように感じます。

引き続いて、学校保健安全法では、学校における児童・生徒等及び職員の健康の保持増進を図るために、学校における保健管理に関して定められております。

第６条では、学校環境衛生基準では、児童・生徒等の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとすると規定されております。

２項では、設置者は基準に照らし、学校の適切な環境の維持に努めなければならない、このように書かれております。

文部科学省は、２０１８年度より学校環境衛生基準を改正し、１９６４年に制定された従来の教室の望ましい室温について、１０度以上３０度以下を、１７度以上２８度以下へと基準を改定しました。あくまで、望ましいですけど。１７度以上２８度。３６度というのは、はるかに超えておる数字ですね。暑さ指数も当然活用しなければなりませんが、学校環境衛生基準の室温についても注視をして、各学校において定時に室温を計り、環境条件に合った熱中症予防に努めていただきたい。これはもう、そのように、さきの教育長の答弁でありましたもので、ぜひ１日に１回というんじゃなしに、何回か計って。教室にもおいても温度が違いますもんで、やっぱり的確に把握して、エアコンを設置するまでの間はどこかに

避難をするとか、エアコンのあるところに子供たちを集めるとか、そのようないろんな方策を練っていただきたいと、このように思います。

続いて、熱中症予防として、熱中症環境保健マニュアル２０１８では、一つ目で、小まめに水分補給をする、二つ目が、のどが渇く前に水分補給をする、三つ目が大量に汗をかいたときは塩分も補給するなど、水分補給のポイントが示されておりますが、大量の発汗がある場合は、水だけではなくスポーツ飲料等の摂取が勧められる、このようにされております。

岐阜県多治見市では、生徒は授業中に水筒で持参したスポーツドリンクなどを自由に飲むことができ、体調が悪そうならエアコンのある教室で休んでもらうなど、予防対策をとっているようでございます。

本市の各学校では、熱中症対策としての児童・生徒のスポーツドリンク持参はどうも認められていないようです。子供たちは、汗腺を初めとした体温調節能力がまだまだ十分発達していないために、熱中症のリスクが高いと。熱中症が予測される期間、スポーツドリンクの持参と飲料を認めることができないか。自由に持ってきて、自由に飲めないかということでございますが、教育長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　スポーツドリンクにつきましては、市としては、以前から学校で準備をして子供たちに飲ませたり、それから、飲む量が多くなると糖分のとり過ぎ等も出てくるために薄めて持参させるなどの考えのもとで対応をしてまいりましたので、今後も変わりなくそういうふうにしていきたいなというふうに思っております。

なお、今のお話の中で、スポーツドリンクの持参は認められていないという点についてでございますけれども、各学校長にどんな状態なのか聞き取りを行ったところ、実際禁止しているというところはございません。

ただ、やっぱり、もう少し細かくいろいろ保護者等のお話を聞いてみると、どうも学校全体の共通理解不足も考えられるということで、これもやっぱり、各学校、子供の安全管理については、やっぱり市として統一した動きというのがなくてはいけないだろうということで、再度スポーツドリンクなどの活用をして、水分と塩分を補給することの有効性を周知徹底して、当然２学期については改めて子供たちの水分補給、また持参、これについては、各学校そういうふうに対応してまいるというふうに思っておりますので、また、そういうふうに指示をさせて

いただきました。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　禁止はされていないというようなことで前段お話がありましたけど、やはりこれ、各学校で、各教師、職員が徹底をされていないと、保護者は、子供たちは、やはりだめなんだなというふうな印象を受けますので、特に子供たちは、教師なり職員がだめですよと言えば、それを信じてずっと指示があるまで飲まないというようなことになりかねないということでございますので、既に指示されたようなところもありますので、とにかく職員全体に理解が届きますように、ひとつよろしくお願いをいたします。

続いて、プールでも起こる熱中症について質問いたします。

屋外プールで水泳練習中に熱中症を発症することがあります。水の中では汗をかかないと考えがちですが、水中でも発汗や脱水があるとされております。

プールサイドでは日除けがなく、炎天下で高温となります。夏休み期間中の自由水泳での熱中症対策はどうされているか、お聞きをしたい。

また、プールの水温、残留塩素などの基準は、どのように対応されているかお答えください、教育長。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　まず、これまで市内の学校では、水泳を実施する基準として、まず、水温と気温を合わせて５０度以上というふうに対処をしてまいりました。例えば、水温が２８度、外気温が２２度、こういう場合は、外気温が低いんでどういうふうにするかとか、そういうふうな判断の材料に、一つ５０度というものを持っております。

また、水泳、プールに係る学校の環境衛生基準では、残留塩素濃度につきましては０．４ミリグラムから１．０ミリグラムとなっております。１学期中の授業においては、水温、気温、残留塩素濃度につきましては養護教諭または教頭が計測しておりますので、特に夏休み期間中の自由水泳において、外部の方にお任せをする場合には、機器の運転や計測の方向について細かい打ち合わせをして対応をしておる次第でございます。

本年につきましては、余りの暑さのために水温の上昇が激しくて、水温３３度を超えた場合も多々ございました。そういう場合は、加水してオーバーフローの状態で水温を下げて、そして、時には水泳を中止するといった措置をとって対応をしてまいりました。

議員御指摘の高温時のプールでの水分補給、それと陰での休息、これは非常に重要なことでございますので、今後も水泳実施時の環境の整備と、そして、健康管理については、今みたいに小まめな水分補給、陰での休息、そういうようなことを徹底してまいりたいというふうに思います。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　よい回答をいただいたようなんですけど、もう一つ掘り下げていきたいんですけど、平成３０年８月７日の事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室健康スポーツ課の参事から、ことしの夏の高温に向けた夏季休業中の学校水泳プールの開放について、通達なり事務連絡が来ております。内容は、夏季休業中の学校、水泳プールの開放に当たって、水泳プール施設の状況、水温や気温等のさまざまな条件を含む等も踏まえて開放の適否を柔軟に判断するとともに、下記の点に留意し適切に対応していただきたい。下記のことというのは、水泳プールの開放を行うに当たっては、例えば適時に十分な給水を行うこと、これは水分補給タイムを取ったほうがいいですよということですね、水泳中も。

それから、プールサイドにテントを設置するなど日陰を確保すること、午前中など、気温の高くない時間帯に開放を行うことなど、地域の実情に応じつつ、きめ細かな運用を行うこととなっております。

残留塩素や水温の計測は当然のことでありましょうが、この３点を留意し、適切に対応するためにどのようにしていくのか、職員が行うのか、その責務はどうなのか、大川調整監、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　学校教育担当調整監。

教育総務課学校教育担当調整監（大川太君）　夏季休業中のプールの運営につきましては、ＰＴＡを中心とした運営委員会を組織しまして、保護者等も学校職員も合わせて運営のほうをしております。何よりも子供たちの安全というのを第一であることには間違いはございません。

プールの環境につきましては、これまでも現場に行って、学校教職員、それから保護者、それから外部の方に委託した場合、余りに、例えば、もう歩いただけでも足の裏が焼けるような暑さのときにどうするのかとか、それから、休憩場所、日陰がないので何とかせなあかんなとか、そういうことも現場では対応してまいりましたけれども、今言われた通知を踏まえて、やっぱり教育委員会もそうですけれども、学校現場として、子供たちのために今後も適宜状況把握を行って対応を講じていくということで責務を果たしていかなければならないと考えておりま

す。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　プールの開放に当たってはいろいろな諸問題がありましょうが、できるだけの安全対策を行っていただきたいと、このように思います。

次の質問に入ります。

昨年１２月定例会において、幼稚園と小学校の冷房設備設置について一般質問をいたしました。

今後、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、温暖化の影響が顕在化しつつある中、幼稚園、小学校の低学年を対象にした冷房の設置を計画的に進める必要があると思いますが、教育長、どう思いますかとの質問でございました。

教育長は、子供たちの健康の視点から、今後取り組むべき重要な施策であり、設置に向けて努力をしたい、このように答弁をされました。

その後、どのように協議、努力をされたのかお聞きをいたします。教育長、お願いします。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　議員御質問の、幼稚園、小学校の空調設備の整備についてでございますけれども、幼稚園及び各小学校の普通教室に空調設備を整備する場合に、現在の受電契約で整備可能であるかどうかの調査が必要になってまいります。

また、整備後における電気使用料金、それから自家用電気工作物の保安管理業務のランニングコスト、それらを把握する必要があるというふうに考えております。このために、幼稚園及び各小学校の電気設備設計を行って、そして、この設備費用やランニングコストを試算した上で、幼稚園、小学校低学年を初年度とした平成３１年度から３カ年の整備計画を策定したいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　確かに、受電契約、保安管理、高圧を使いますからね。まずは、クーラーを設置するための設計が要りましょう。

先ほど言ったのは、３１年から計画をつくるということですか。

議長（三鬼孝之議員）　教育長。

教育長（二村直司君）　幼稚園、小学校低学年を初年度とした、平成３１年度から３カ年の整備計画を策定したいというふうなことです。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　本年７月２３日夜、ＢＳ某番組で、菅義偉官房長官は、猛暑に関

し、喫緊の課題だ、クーラーが設置できていないところは早急に設置しなければならないと述べ、全国の小中学校のエアコン設置のための財政補助を検討する考えを示しました。

この会見について大変期待を寄せるものでありますが、今後、来年度予算編成時までにエアコン設置補助要綱などが通達された場合、どのように対応していくのか、市長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　国のエアコン設置補助要綱など、これが通達された場合の本市の対応の方針についてでございますのですけれども、先ほど議員おっしゃっていましたように、７月２３日に菅官房長官からの記者会見におけるこういうコメントが出されて、我々としても、これをどういうふうにして具体的に政府として方針を出されるのかということを非常にあすかあすかのように待っている状況でございます。

おっしゃるように、特に７月２３日に発表されたということは、もう日本国中猛暑、特に西日本、東日本、これを中心とした連日猛暑が続いた中での御発言だったと思います。

中身については十分認識しておりまして、本年度、恐らく、どうかわからないですけれども、国の補正予算において、先ほどおっしゃったみたいに空調設備整備補助金が制度化されて、国庫補助金の充当残高が補正予算債の適用を受けて、元利償還金が普通交付税に算入されるなどの有利な財源措置が行われる場合には、私としましては、本年度内に予算化が必要であると、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　ありがとうございます。

特に、この情報については、いろんな市町が関心を持っておると。いろんな手を使って、どのような補助率になるか、どのような補助交付税なのかというのをいち早くつかんで、その準備もしていただきたいと、このように思います。何らかの処置があるのではないかと私は期待しておりますけど。

最後になりますが、８月２０日の大手新聞に、記事なんですけど、政府は猛暑を災害と捉えて対策に本腰を入れると、このように記事が載っています。それは、全ての公立小中学校にクーラーを設置するために、秋の臨時国会への平成３０年度補正予算案を提出する想定があると、このように記事が載っていますね。これで大いに僕は期待をしておるわけなんですけど。

もう一つ、８月２９日、これも大手新聞ですけど、埼玉県加須市教育委員会の記事なんですけど、ことしの猛暑は、命に危険を及ぼすレベルの災害と認識して、児童の安全確保を第一に考えたと、その結果、来年７月までに全教室にエアコンを設置する方針、このように記事が出ています。

やはり、ことしの猛暑は災害であると、私もそのように感じますけど、ぜひ国の補助を利用して対応していただくよう、財政厳しい折でございますが、よろしくお願いしたい。

以上で、質問を終わります。

議長（三鬼孝之議員）　答弁はどうですか。

８番（仲明議員）　結構です。

議長（三鬼孝之議員）　ここで休憩いたします。再開は１０時５５分からといたします。

〔休憩　午前１０時４４分〕

〔再開　午前１０時５６分〕

議長（三鬼孝之議員）　休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、１２番、野田拡雄議員。

〔１２番（野田拡雄議員）登壇〕

１２番（野田拡雄議員）　おはようございます。

先ほど議長から報告がありました、尾鷲地方において大雨警報が発令されております。防災危機管理課においては警戒に当たっていただいているところであります。引き続き警戒をよろしくお願いします。

さて、通告に従い、平成３０年第３回定例会の一般質問をさせていただきます。

９月は防災月間です。異常気象と思える気候変動のもと、日本中で多発する自然災害の発生により、私たちは一層の警戒と対策を進めていかなければなりません。私たち住民が自分たちでできることは何なのかを考え、行動する機会が重要かつ必要になってきております。

また、国においては、財務省が２０１９年度予算の概算要求を８月３１日で締め切りました。この概算要求の中に、文部科学省においては、自然災害や近年の厳しい気象条件の中、子供たちの安全と健康管理を守るため老朽化対策を推進し、ブロック塀の倒壊防止等の安全対策や非構造部材を含む耐震化、防災機能の強化、教育環境の改善等の安全性や機能性の確保は必要不可欠とのことから、財務省への要求を推し進めております。

大阪府北部地震から、ブロック塀の倒壊防止等の安全対策については、先般７月１８日の行政常任委員会で取り上げられた議案に関係しております。今後、注視する重要案件と考えております。

この議場壇での一般質問は、９月定例会の一般質問としては２回目となります。昨年の９月定例会での一般質問に対する自分なりの検証結果を踏まえていかなければならないと考えております。

全ては段階を追って前に進むしかないと思っております。私自身、この１年間、議員として、尾鷲市が少しでもよい方向に、前に進むことを願い、行動してきました。

また、市民の皆様には、議員としての活動目標を掲げております。それに近づけることができたかどうか、検証、評価を同時に行わなければならないと思っております。

まずは、市民の皆様には、議員が何をしているのかの見える化の議員活動を意識しながら、今、尾鷲の実情、現状等を理解していただくために、これまで１２カ所の地区で１０６人の市民の方々とこの尾鷲のまちについて、少しでも尾鷲に関心を持っていただきたいとの願いから議員としての出前トークを開催してきました。

また、三重県を初め、関係地区に出向き、尾鷲総合病院に関すること、今後の尾鷲の水産業、林業について、県職員や関係者の方々と意見交換をしながら知識の向上に努めてまいりました。

広域ごみ焼却場については、一議員として関係近隣市町の職員の方と意見交換を行ってきております。

尾鷲市の課題、問題については、自分なりに課題解決のため議員行動をしてきております。

今回の一般質問は、主に３点について質問させていただきます。

１点目は、南海トラフ地震の減災対策に何が必要なのかをお聞きしたいと思います。

市政報告にもございましたが、本市においては、各自主防災会、自治会の参加により、９月１日、２日と、各地区で防災訓練を実施しております。

尾鷲地方においては、南海トラフ地震への対応が、大切な市民の生命と安全確保のための重要な課題となります。

防災危機管理課は、市民の生命、財産を守る重要な役割を果たしていただいて

おります。

ただ、少数派の意見かもしれませんが、ある地区の意見交換会において、防災について行政が何もしてくれないとか、自治会がないので防災訓練をここ十数年やったことがないという意見がありました。

尾鷲市の津波ハザードマップにおいては、「津波は、逃げるが勝ち！」の標語があります。尾鷲は、防災意識が高いという、他周辺地区から防災に対する評価を得ております。

ただ、防災の意識レベルがよいと言われる反面、防災の空白地がないのかと心配しているところであります。

現状、どのような防災訓練、対策が地区地区でなされているのかを教えていただきたいと思います。意識の高い地域住民もいれば、余り意識の少ない地区住民もあるように感じております。今後そのような地区での防災地域地区住民サポートをどのように考えていくのかをお聞きしたいと思います。このままだと、最後に行政が何もやってくれなかったとか言われるかもしれません。そのようなことがないように、再度防災対策の空白地の見直し、検討を行う必要があると思います。そのような地区に対する防災対策に関する住民意識の啓蒙等、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

次に、昨年１２月、第４回定例会の一般質問を取り上げました。

一般質問で取り上げました岐阜県東白川村の地域振興課課長である桂川氏の林業セミナー、山の木と工務店を生かすためのＩＣＴ戦略フォレスタイルの公演が８月９日中央公民館で開催していただきました。残念ながら加藤市長は所用のためお会いしていただくことはできませんでしたが、副市長を初め、水産農林課の皆さんのほか、林業関係者４３名が熱心に聴講していただいております。

簡単に内容を説明しますと、林業の生産から消費までの一連の販売経路を見直し、ＩＣＴを利用しながら販売体制を再構築する。その中で、課題、問題を洗い出し、検討し、結果をどのように出していこうかとする販売戦略であります。

この林業セミナーのテーマは、今言ったテーマでありましたが、このＩＣＴは、Ｉはインフォメーション、Ｃはコミュニケーション、Ｔはテクノロジー、コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術のことであります。特に、総務省の公共事業においては使われる用語であります。

この事業になりますと、農林、商工等、地域振興部門の横串の連携が必要となります。

加藤市長の掲げている尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトの中にこのテーマを入れて、研究、検討すべき重要な実験的課題だと思っておりますが、いかがですか。市長には、今後の尾鷲林業の活性化を含めて、今回実施された東白川村のフォレスタイル事業をどのように考え、どのように検討していくかをお示し願いたいと思います。

今回、農林課が主体となってセミナーを進めていただきました。農林課の尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトも進んでいると思いますが、セミナー実施後、林業関係者を初め、製材業者、それに関係する業者等の意見はどうであったかをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、尾鷲三田火力発電所の有効活用についての協議会設立についてお伺いしたいと思います。

市政報告の中で御説明がありました中部電力尾鷲三田火力発電所用地活用の検討でございます。

私は、３月定例会において尾鷲三田火力発電所と尾鷲市がどのようなかかわりを持って進めていくのかを質問させていただきました。まだまだ諸課題があると思います。だんだんと具現化すべき前準備に来ております。尾鷲市として、その前準備をどのように行動していくか、重要な時期に来ていると思っております。

去る８月２４日に２０１８年度中に廃止される中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地活用を協議する、おわせＳＥＡモデル協議会の設立会議が発足したと地元新聞で報道されております。

まずは、おわせＳＥＡモデル協議会は、どのような協議体なのかを説明願いたいと思います。

これで壇上からの質問は終わります。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君）　野田議員から３点の件の御質問がございましたのですけれども、順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、防災対策の空白地及び市民参加による防災対策について、この件について、まずお答えさせていただきます。

本市では、防災講話、住民主導型避難体制確立事業、標高表示板設置事業など、さまざまな形で、市民が取り組む防災活動の支援を行い、地域全体の防災力の向上を図るとともに、防災空白地への対策も熟知しております。

まず、住民主導型避難体制確立事業につきましては、住民みずからの意思で行動し、みずから災害に備える主体的な自助、主体的な共助へと、防災に対する意識改革を図ることを目的に、これまで６地域で行っており、今年度は賀田地区で実施し、今後その他の地域へも浸透させてまいりたいと考えております。

また、標高表示板設置事業では、小学生が標高表示ラインを塗装し、地域の標高をより明確にすることで、子供たちの防災意識の醸成及び地域の避難誘導体制の確立並びに地域の防災意識の向上を図ることを目的に各小学校で実施しております。今年度につきましては、賀田小学校において、地域の方にも参加していただき事業を実施いたしました。

このように、さまざまな形で自助、共助に対する支援を実施しているところであり、これらの取り組みに加え、土砂災害や津波災害、市民総ぐるみの総合防災訓練、防災フェア等への積極的な参加の呼びかけなどを行っております。

今後も、住民の方々と一丸となり、その地域に必要な防災、減災に対する支援を前向きに検討いたしますので、御協力をお願いいたします。

なお、私の思いでございますのですけれども、この防災危機管理課、これの職員は、やはりまず行動というものを主体にとりながら、私、市民の皆さんと向き合って仕事をやっているんじゃないかなと、まさしく現場を重視しながら、市民の声を聞きながらどうやって構築していくのか、これがやはり私は必要であり、議員おっしゃっている空白地をどうやって埋めていくのかというようなことについても大いにつながることではないかなと思っております。

次に、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトの進捗状況についてお答えいたします。

昨年１０月にブランド力の向上、付加価値の高い商品づくり、販路拡大のこの三つの目標を掲げ、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトチームを立ち上げ、尾鷲林業の現状と課題を洗い出し、その課題への対応策について事業計画を策定いたしました。

これまで、検討会やセミナーを開催し、新商品の開発に向け、少しずつではありますが業界と行政が一体となり販売戦略を進めているところであります。

議員、先ほどおっしゃっていました昨年１２月議会における議員からの御提案のございました東白川村のフォレスタイル事業については、先月にセミナーを開催していただき、尾鷲林業の活性化に向けた一つの方法として学ばせていただきました。この件については、東京出張でほかの公務がございましたものですから、どうしてもそちらのほうに出向かせていただきまして、中身につきましては、十

分議員からも前もってお話を聞いておりますし、水産農林課のスタッフからこの話については十分レクチャーを受けております。

この事業におきましては、林業関係者の中でも興味を持たれる方もいらっしゃいます。あるいは、慎重な意見の方もあると私は聞いておりますけれども、今後もさまざま意見を踏まえながら、調査、検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

そこでまず、本市におきましては、やはり、地域に合った仕組みづくりがまず第一に必要であろうかと思います。本プロジェクトの事業の一つであります地域の林業関係者の、まずグループ化、これがまず第一に必要だと思います。

そして、窓口の一元化、在庫数量や生産量などの把握、安定供給の確保、こういったことを目的としました尾鷲、この地域独自のサプライチェーンマネジメント、これを構築するということが、まず第一に必要なことだと私は思います。そういうことを図りながら、販路拡大するための足固めを目指してまいりたいと思っております。

次に、おわせＳＥＡモデル協議会についてであります。

本年５月、尾鷲市と中部電力において、共存共栄の理念に基づきまして、発電所用地の活用検討を協力して進める新たな協定を締結し、そして、先月８月２４日に、当該協定に基づき、中部電力、尾鷲商工会議所、そして本市の三者を会員とし、さらに、オブザーバーとして三重県、三重大学にも御参加いただき、より具体的に検討を進める、おわせＳＥＡモデル協議会を発足いたしました。

本協議会におきましては、大きくは三つのプロジェクトを設置することとしまして、まず一つ目は、おわせＳＥＡモデルですのでＳＥＡ、これの頭文字を取っております。一つ目につきましては、市民サービス・文化・観光を検討するプロジェクトのＳ、これはサービスという意味ですよ。二つ目は、エネルギーに関する検討を行うプロジェクトＥ、これエネルギーのＥです。三つ目に、農林水産業、商工業に関する検討を行うプロジェクトＡ、これは一応、アクア、アグリカルチャーというような、こういったものを主にしながら考えていく、こういうプロジェクトＡ、これを設置いたしました。プロジェクトリーダーには、プロジェクトＳが本市で、プロジェクトＥが中部電力で、プロジェクトＡは尾鷲商工会議所が担うと決定しております。

そして、このプロジェクトには、それぞれの事業を検討していただく部会というのを設けております。こういうことも、部会を設けることによって、それぞれ

のプロジェクトに市の職員の関係各課が部会員となり、具体的検討を進めることとしております。

今後、協議会におきましては、各プロジェクトでの具体的な検討結果を反映させ、発電所用地のグランドデザイン、そして、マスタープランを本年度末までに策定してまいります。

そのため、本市といたしましては、用地活用に関し市民の皆様からさまざまな御意見、御提案を集約する必要があると考え、市ホームページを活用した仕組みづくりを行うとともに、広報誌においても幅広い御意見、御提案をいただけるよう周知徹底してまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上、壇上からの回答は以上でございます。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　どうも御説明ありがとうございました。

３点ほど主な質問に対する答えをいただいたわけですけれども、まず、防災対策の空白地というところで再質問をさせていただきます。

私、防災危機管理課は非常に頑張っていただいていると思っています。私もいろんな防災訓練には参加もさせていただいて、非常に評価しております。

ただ、その反面、私も一般質問で説明させていただきましたが、防災訓練の内容と、こういうことで、今回９月２日に主な地区の防災訓練が、新聞広告というかいろいろ出ていました。その中で、僕は、いろんな土砂災害、いろんな災害がありますので、その地区に見合った防災対策は必要かと思っていますし、それによって住民意識の高揚というか向上というか啓蒙がなされると思っています。

ただ、現実的に、尾鷲のまちを歩いてみますと、やはり防災訓練を、今説明したようにないとか、そういう空白地になっているところを心配されている市民の方もいます。それは、津波に関して言えば、遠いところだったら、山側の方だったらそうではないかもわかりませんけれども、防災の最重要地区であるところの方が、これまでやったことがないとかということを言われると、これでいいのかという気持ちがあります。それは、空き家とかそういう形で、その地区には人口２５０人から４００人ぐらいの人口数になっています。それであったとしても、尾鷲市が、やはり全体で防災訓練をやっているんだというものを示していくためには、やっぱりそういう批判を受けるかもわからない、いろいろ言われるかもわからないところにもやっぱり入り込んでいかないと、本来の防災対策にはならんと僕は思っております。ですから、先ほど市長の話にありました仕組みというこ

とを言われています。ですから、防災訓練、そういうものも、そういう地区も十分わかっていると思います、防災危機管理のほうも。そういうところをいかに計画の中に落とし込んでやっていくか、その中にどうしていくかということが必要かと思っているんですが、きょうは防災危機課長は見えないので、副市長、どうですか。

議長（三鬼孝之議員）　副市長。

副市長（藤吉利彦君）　防災危機管理課長が警報待機のため本日欠席しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

取り組みに地域差が見られるとか空白地が見られるということでございますけれども、尾鷲市の自主防災協議会の連絡会の総会等を開催された折には、地区内の各自主防災会における自主的な取り組み事例を発表するなど情報共有をしておりまして、こういった事例を各自主防災会のほうにフィードバックすることによって、さらにこの取り組みに対するモチベーションを高めて、尾鷲市全体の地域防災力の向上を図るという取り組みも防災危機管理課のほうでやっておりまして、今後、このあたりにも力を入れて空白地を埋めるということをしっかりやっていきたいなと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　私は、何回も繰り返しになりますが、防災危機管理は十分にやっている。その中で、住民のニーズに、やはり住民が心配しているところというのは、やっぱりあるわけです。やっぱり、それを、ただ評価される部分の発表だけであってはならないと思っております。

ですから、そういう地区に入り込んで、もっと今言われましたが、住民自治会や自主防災会という人との意見交換をされていると思います。もっと深く入り込んだ形の、やっぱり尾鷲市の体制なり、その地区の体制を、もう一遍見直すということも必要じゃないか。これは僕は、現実的にそこの場所に行ってそういう気持ちを感じましたのでそういうことを言っているんですが。昨今、尾鷲市は、皆さん御存じのように人口減少と高齢化により、地区においてはなかなか動かないところがあります。そういう部分も含めて、市民サービス課長の自治会の組織もだんだん少なくなってきていますけれども、そういう対策という分については、どうお考えですか。

議長（三鬼孝之議員）　市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君）　議員おっしゃるとおり、自治会についても単組の減り、加入者の減が見受けられるところでございます。

担当課としましては、自治会連合会とともに住民意識を高め、地域のリーダーを育てる方式として、行政との対話をもとに情報の周知や行政への要望等の集約、人材育成、地域での見守り活動、未組織地区への対策や自治連だよりなどの発行など、さまざまな活動を自治会連合会とともに行っております。

自治会は、住みよいまちを実現するため、そこに住む人々が協働で地域のさまざまな課題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらまちづくりを進める団体です。

また、高齢者の単身世帯が増加している中、日ごろから助け合える関係を構築していくためには、地域内で顔の見える関係をつくり、住民同士のきずなを深めることが重要であると言われております。

近年、地域における住民同士のつながりの希薄化や価値観の多様化など、多くの住民が魅力を感じる自治会活動に取り組むことが難しくなっております。

担当課としては、自治会連合会とともに地域住民の皆様の自治会活動に対する関心を高め、その必要性や重要性について周知、広報に努め、多くの世代が共感できる自治会のあり方を検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　今、まちづくりというんですか、第６次尾鷲総合後期基本計画の中においても助け合いによるまちづくりの推進が取り上げられております。市民参加によるまちづくり、また、市民参加による防災対策が言われているわけです。

僕は、何が言いたいかというと、これまでの、もう形式的な市民との、これは僕の個人的な感覚ですけれども、やっぱり市民との形式的な言われっ放し、そこから離れるとか、そういうことは、もう今、行政としてあってはならんと思っています。これはちょっときつい言い方かもわかりませんけれども、もっと市民の方々と、やっぱり真剣に向き合う行動が必要かなと僕自身は思っています。

市民参加によるまちづくりとか、ただ言葉だけではない、思い、行動をやっぱり市民に伝えようとしたら、真正面から向き合うことが必要だと思っております。

いろんな全て１００点は取れません。１００点は取れない中においても、少しでも５０点から６０点に上げる行政活動をやっていくとか、そういうことが、僕

は、今もう差し迫って、もう今究極に必要なことだと思っております。ですから、そういう意味も含めて。

ただ、いいところは報道されます。それは十分大事なことで、ありがたいことだと思っています。

ただ、それに隠れた陰になっている部分も十分尾鷲にもあるわけです。やはり、そこら辺の掘り起し、僕らも協力しますよ、協力します。ですから、そこら辺を、もっと市民と対話を直にしながらやっていくというような意識を変えていくというんですか。これまで、そういう、ないと言っているわけじゃないですけれども、やっぱりそういう部分のやっぱりアクションというか行動が、僕は尾鷲にとって今、必要じゃないのかと、議員としてそう思っているところであります。

今、課長のほうで言っていただきました。そういう点は、基本契約のほうに書かれているわけですけれども、そこら辺の部分を、どのように計画を立て行動していくかというものは、行政の各課、市民サービス課、防災危機課とありますけれども、そこの担当部署の方々で、どうしたら市民に納得してもらえる、受け入れられるかというところを、やっぱりディスカッションというか議論しないといけないと思います。それがきっちりされていない関係上、いろんな市民の方の対応にはできない状態になります。そこから逃げる、ちょっと言葉は悪いですけれども、離れてしまうということになったりすると思うんです。ですから、これはいろんな計画という、いろんな事柄の計画じゃないかもわかりませんけれども、そこら辺の部分を十分認識して、これは課長を初め、新人の市職員の方まで、そこまで含めて、もっと尾鷲市の我々の課はどうあるべきかというところの議論をきちっとしないと、やはり、そこからもうどんどん離れてしまいます。市民の気持ちからどんどん離れてしまいます。そういうことがあるということが、僕自身が間違っているかもわかりません、僕も全てが正しいわけじゃないですから間違っているかもわかりませんけれども、そういうことを肌で感じることがありますので、ひとつ御提案をさせていただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　野田議員のおっしゃっていることは、私、非常によく理解できます。正直申しまして、先ほども御説明ございましたように、出前トークというような形で、いろんな市民の方々の御意見を聞きながら、それを吸い上げていると。

当然、私も町なかトークというような話の中で、私が声をかけるより、市長さ

ん市長さん、ちょっと話があるのというような形の中で、まちを歩いておるといろんなお話を聞くし、いろんな会合なんかで行ったら、いろんなお話をしていただく。やはり、市民の皆さんの今の考えていることは何なのかということは、やっぱりまず受けとめるということは、絶対大事な話だと思っております。

先ほどから、これは防災だけの話ではないと思っております。先ほど、仲議員のおっしゃいました高齢者対策の話、こういう熱中症の話だとか、ただやっぱりいろんな抗議するとか相談を受けるとかいうんじゃなしに、やっぱり私は基本的には現場に出ていくと。きのうの濵中議員の中身も一緒です。ただ相談を受ける云々じゃなくて、それも大事なんですけれども、やっぱり現場に行って、それぞれとトークするということが必要だと思います。

正直申しまして、今、考えておりますのは、働き方改革。尾鷲市の職員として、次のステップは何なのか、この働き方改革をきちんとまとめながら、基本的にはやっぱり、私は昔から現場至上義ですから、現場は、やはり宝物がたくさん落ちていると。そこから拾い上げて行政運営というのはやっていくべきだという考え方を常に持っておりますので、非常に参考になる御意見でございますので、それを十分受けとめながら今後の対策について講じてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　防災というか住民自治会、住民自治についてはこの辺で終わりたいと思いますが、住民の方も、いろんな意味で、やっぱり自主防災会なり自治会の組織というものの重要性も、地域のコミュニティの重要性も十分感じていると思うんですよね。ただ、それをどのように表現するかという部分は、私は自分で感じておるもんでそういうふうに思うんですけれども、若い世代は、もうそういうふうにないかもわからん。これは、ここ十数年来の尾鷲のやっぱりあり方だと思うんですよ。そういうものを、僕は欠如していたまちづくりになってしまっているのかなと、そのように思っております。厳しい言い方かもわかりませんけど。もっとこれは、やっぱり再度復活して、復活というか心に入れて、やっぱり尾鷲のまちはこうなんだというところの、１発けつを蹴られるかもわかりませんけれども、やっぱりそこら辺の強い信念を持ってやっていきたいなと思っています。ですから、地域コミュニティのマイナスの部分がうっとうしいとか、面倒くさいなというところばかりが露呈されてしまって、もっとええところがある部分が生かされない尾鷲のまちになってしまっていると思いますので、ひとつよ

ろしくお願いします。

続いて、尾鷲ヒノキの販路に向けての、今回実施された東白川村のフォレスタイル事業をどのようにしてかかわっていくかというところなんです。

私は、先ほどの市長の答弁がありましたけれども、いろんな方がいるから、なかなか意見がまとまらないという部分はあるんですけれども。最終的に、尾鷲ヒノキのブランドやとかどうとかと言っても、それは途中のところの話で、誰も消費者は、そんな尾鷲ヒノキのブランドどうこうらを一番大事にして思っているわけじゃないわけですよね、最終的に。どんなうちを建てたいかとか、要は、生産から消費までの、消費する人が、どんな気持ちで最終的に家を建てない、家を建てるだけが木材の用途じゃありませんけれども、最終的にそういうところに行くわけです。ですから、いろんな農林課の方も、いろんな仕事があると思います。

ただ、今、何人かの方がそこまで考えていないとか、何人かの方が意識を持って考えているとかという市長答弁がありましたけれども、もっと突っ込んで、そういうやりたいと思う人を少人数ですけれども、何とかそういう結果が出る出ない、うまいこと行かないということがあるかもわかりませんけれども、そういう気持ちをやっぱり吸い上げてほしいと思います。

これだけ、尾鷲ヒノキどうこうって、ここ平成の前半からずっともう悪い状態になってきます。それで、その中で、こういうフォレスタイル事業ということで、東白川村が約９，０００万の総務省の資金、補助金、これは先進地じゃないとこういう金はもらえません。もらった後、事業を運営する中で、詳しくなってしまうとだめですので言えませんけれども、いろんなお金も要ることは要ると思いますけど、まずは前に進むことをやっぱり行政としてサポートしてあげてほしいと思います。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　非常に、この東白川村のフォレスタイルの事業というのは、大きな成功事例の一つだと思っております。

私自身は、この中身を大体の概略しかあれしていないんですので、大体概略、どういう事業形態で、どういう形で進んで、今現在こうなったか、流れは一応認識しているわけなんですけれども。一つ、これだけに行き着くまでには、まず、やはり、ヒノキというものであるならば、ヒノキにまつわる業種の、やっぱりまず原木を伐採して、それからそれを製材にして、それをプレカットにして、あるいは工芸品にしたり、いろんな製品にしたりするという、一つのやっぱりおっし

ゃるように、要するに、生産から消費までの一つの流れ、これをきちんと構築するためには、まず第一に何なのか。固まらなきゃならないですね、そういうサプライヤーというのは。要するに、私は、基本的には、まず、水産農林課のほうに指示しているのは、サプライチェーンマネジメントをまず早く構築しろということを言っているわけなんです。そこが固まらないと、全ての事業において、うまくいかないんですね。ここを早くしながら、一つの大きな目標に向かって、これが一つの大きな例としては、東白川村のフォレスタイル事業だと思っているんです。

そういう形の中で、まずそれを実現させる、こういった、要するに尾鷲ヒノキの再生というのを考えた場合に、やはりこのサプライチェーンマネジメントをきちんと構築するということを徹底的に、それも早くやれというような指示は出しているんですね。そこが固まらないと、僕は次のステップへは行けないのと違うかなという。ただ、その中でいろんなやり方というね、それもノウハウというのは引き出しながら、そういうことも含めながら、まずここの基盤となる、このサプライチェーンマネジメントというこういう言葉があるんですが、これは、要するに、業者間が全部一つに固まりながら、一つでも欠けたらだめなんですよね、大きな事業をやるのは。というふうにして、私自身はそう思っているんですけれども、そういう形で、今、水産農林のほうには、あるいはプロジェクトのほうには、そういう指示をやっております。だから、この東白川村のこの事業については、成功事例の大きなやっぱり事例の一つであると思う。それもやはり参考にしなきゃならないよというようなことでそういう指示を出しておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　サプライチェーンということで、市長が一体感、例えば１０人の業者がいたら、１０人が賛成しないといけないと言いますけれども、そこら辺はちょっと見解は違うかもわかりませんが。

まず、東白川村については、平成２１年に設立されて、この８年間で１７３棟建てておるわけです。

それで、向こうは、重視したのは、工務店の雇用がなくなる。家を建てる人がいるけれども、もう家がないからということの必要性によって築き上げられたフォレスタイル事業なんです。尾鷲の場合は、尾鷲ヒノキの消費拡大、それで、サプライチェーンと言いますけれども、余りにも長いんですよ。要は、これは入り

口から出口までをどうするかという話なんです。そういうサプライチェーンどうこうなんて言っていたら、どれだけ時間があっても足りません。いかにいいものを、いいものというか、やりたいと思う人をまず集めて固めて、そこでその成果を尾鷲市としてどういう絵を描きながらやるかというところの目的意識がなかったら、５年あっても１０年あってもできません。最終的にもう何かできなかったということになってしまうと思います。

ですから、私は、失敗するのはそれは好みませんけれども、ある程度そういうところまで、その言葉じゃないんですよ、行き着くところまで行って、そこでそういう業者の人が評価する、自分たちの行動はどうだったのか。そこまで行かないと、成長性だってあり得ませんよ。僕は、そのような見解です。

ですから、今、東白川村の資料によれば、年間４０棟、大体８億から９億の売上高があるみたいです。

今、尾鷲で、家どれだけ建てられていると思いますか、水産農林課課長、どうです。急に振ってしまいましたけど。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　今、尾鷲ヒノキで、尾鷲産材活用促進事業を活用していただいている件数は、昨年ですと５件でございます。

建設課のほうへ確認申請を出していただいている件数が４０件ほどだと聞いております。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　ありがとうございます。

私は、尾鷲だけで尾鷲ヒノキの家を建てるとかというような話は思っていないんです。要は、今、尾鷲で持ち家住宅で建てられる方が、平成２９年３０件、紀北町で１３件、それで、御浜町で２９件、紀宝町で７８件、熊野市で３０件です。三重県全体にすると、持ち家、家を建てたいという、家を建てたのが三重県で１万戸あります。その中で持ち家の人は５，３００あるわけです。約５，３００。もっと目を広く持って、尾鷲ヒノキというものを売りたいならば、もっとそこら辺も考えて、いろんなしない理由を考えるんじゃなくて、もっとオープン、リラックスしてやっていくということが必要かと思います。

最後に、僕は、これについては、目的軸と手段と何が必要かという、これは何が必要か。結論を出せというわけじゃないですよ。ないですけれども、目的は、東白川村は、今言った工務店の雇用拡大、何とか失業する人を防ぎたい、この木

を使いながらやっていきたいという人です。それで、尾鷲は、尾鷲ヒノキの消費拡大、それは目的です。そうしたら、手段は、このフォレスタイルの事業をどのように活用していくかって、これは同じ手段です。ただ、最後に何が必要だと思いますか。情熱ですよ、どういうふうにやっていくかという。これは僕は、全て１００％期待するわけじゃないですよ。期待するわけじゃないですけれども、そういう、行政がどんどんと変わる中で、いいか悪いか変わる中で、何かをやろうとするものを、市民や業者や、それで行政の中でもそういう気持ちにならないと事は進まないと思います。こういうところでこれは終わりたいと思いますけれども。

あと、最後に、三田火力発電所についてですけれども、今回、おわせＳＥＡモデル協議会というのが設立されて、私は前向きに本当にやっていきたいと思います。ただし、いろんな地形的な理由とか、いろんな自然災害とか、いろんなことがあります。

ただ、私は、今、市長の御答弁の中で、尾鷲市と、中電と、商工会議所ということで話をしていただいたんですけれども、最初に、僕は、協定書というのは尾鷲市と中電と結んで、それで、その中で協議体というのは、両方両者が認めた場合はということが協定書の第３条の２項に書かれているわけです。その中でちょっと疑問に感じたことは、三者一体でやるというのは別に問題ないんですけれども、誰が最終的に尾鷲の責任をとるかということなんです。いろんな事業が、いろんな資金が投入されてある。どこが主になって尾鷲のまちをコントロールというか、尾鷲のまちをコントロールという言い方は表現が悪いですけど、尾鷲のまちをどういうふうにしていきたいんやということを思うかどうかなんです。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　協議体ですので、要するに中部電力、尾鷲商工会議所、尾鷲市、協議体で要するに運営していくといような話で、三つが一応共存共栄の中で事業を進めてまいりましょうというような、基本は基本なんですね、これは。これは協議会の中の一つの会則の中に決められた話ですが。誰が責任を持つのかというのは、ここ、非常に難しいんです。私は責任をとりますよ、尾鷲市長として。恐らく、中電の社長もそうじゃないかなと、商工会議所の会頭もそうじゃないかなと思っているんです。みんなそう思っているんですよ。尾鷲のこれを、僕はいろんなところでお話ししているんですけれども、最後のとりでだと思っているんですよ。と思いますので、当然最後のとりでを、徹底した、やっぱり尾鷲市の再生

をするためには最後のとりでであります から、当然その責任は私もありますし、私は、そういうことで、本当にアグレッシブで行動していきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　私も尾鷲市長が尾鷲市として最終的に責任をとるということは重要というか、それだと思っております。議員もそうです。そこまでいかないと、いいかげんなまちになってしまいます。ちょっと言葉は表現が悪いかもわかりませんけれども。ですから、そういう気持ちでやるためには、やっぱり僕は、尾鷲市というものが、尾鷲市の職員の方々が、やはり、しっかりしたビジョンと考え方を持ってやらないと、これ、読ませていただきますと平成１８年度末にグランドデザインをある程度つくる。２０１８年ですよ。２０１８年につくるということで、もう期間としては、そう長くはないわけですね。そんな中で、本当にこれ、できるのかと。

　僕はね、尾鷲市役所の職員というか行政に期待しているんですよ、この地域の中で。核というのは、僕は、一般質問では常に言っています、核なんですよ、尾鷲市の。核がいいかげんな気持ちでやってもらったら困るわけですよ、市民が。ですから、来年の２０１８年のまちでグランドデザインをつくるというところです。政策調整課長、どのようにつくっていくわけですか。

議長（三鬼孝之議員）　政策調整課長。

政策調整課長（大和勝浩君）　これは三者協議会が立ち上がりました。それで、立ち上がるに当たって、仮の言うたら絵面とかいろいろ出たと思います。それを今度は協議会として方向性を固めるといった形で、三者によって、先ほど市長申しましたように市民の意見もいただきながら、どういった方向に進むかと、いわゆる協議会としてのグランドデザインをつくっていくということでございます。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　どうもありがとうございます。

　私は、もう最終的には、今、言ったようにグランドデザインをつくる。僕は、最終的に、今、言ったように三者でやるということで、尾鷲市役所として、体制とかは、全然もう変わらないんですか、このままで行くんですか。政策調整課が責任部署で行くわけですか。どのようにグランドデザインというのはつくられていくんですか。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　まず、そのグランドデザインがどういう内容なのかというような話なんですね。

だから、方向性を決めるわけなんです。具体的に何を、こういうところへ置こうとかなんとかという話じゃないんですね。こういう場所の中で、こういうものを置きましょう。それで、それは何のために置くんですかというような形で、それを絵面にしながらきちんと出していきましょうと。具体的には、一応、商工会議所のほうからは一応お示しされておりますけれども、もう一度やっぱり協議会の中できちんとやろうと。その意見というのは、いろいろあるわけなんですね。あるんですよ、あるんですよ。だけれども、やっぱり市民の皆さんからいろいろ聞きながら、それをトータルでまとめていきましょうと。具体的にどうしていくのかというような話なんです、具体的に。その中でも、市民の皆さんから具体的な御意見等々をいただけるでしょう。こういうことがいいな、こういうこともいいなと。それじゃ、その中の一つの範疇の中へ落とし込んでいくというような話ね。だから、要は、横道で恐縮なんですけど、どういう形で、コンセプトというか、どういうものをつくり上げていくのかと。今は、だから、その考え方というのが出ているわけなんですね。要するに、産業振興、エネルギーを活用しながら循環型社会にしながら、この産業振興を振興させて、それでもって雇用を創出しましょうということが一つの柱ですね。もう一つは、やっぱり市民の皆さんの憩いの場であると。市民サービスにつながるようなものをしましょうと。その中で、やはり集客、交流人口をふやしながら集客施設を整えながら、もっともっとにぎやかしを出しましょうというような、こういうコンセプトなり、それを具体的にどういうふうに落とし込んでいくか。これがやっぱりグランドデザインじゃないかな。具体的と言っても、そんなにまで、何をどうのこうのしようというような話じゃないと思うんです。例えば大きな話になったらそれは出ると思うんですけれども、一応これは３月という、２０１８年度中に一応グランドデザインを出すと言いますから、これについて、まず今やっておるところぐらい。

どういうメンバーでやるのかという話につきましても、今ずっとやっておりますのが、窓口業務としてやっておるのは政策調整です。政策調整課が尾鷲市としての窓口になっています。これは、引き続き政策調整課でやっています。ほかにもやっぱり、政策調整課だけではなしに、それぞれそれぞれのジャンルによって必要な人材は、そのメンバーの中に入れたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　三者が共同して、協議会ですから三者がやるということはいいんですけれども、私の個人的な思いとしては、やっぱり尾鷲市の職員の方を中心にして、その協議体とは別個に、尾鷲の将来を持続可能なまちにしていくために、どういうふうな職員同士の、職員間で考えていくかということは僕は必要じゃないかと思っています。

やはり、それは、責任ある職員を育てる、成長していく職員を育てるという意味も含めて、検討して行ってほしいなと思っています。

要は、尾鷲は、今後もう生きるか死ぬかなんですよ、尾鷲市というか尾鷲のまちが。ですから、ただ、商工会議所さんは、すごいレベルのある、いろんな頑張っていると思いますけれども、中電さんも頑張っていると思う。

ただ、そうしたら尾鷲市は、それに追随してやったらいいのか。そんなことはないと思いますけれども、そんなものじゃないと思います。尾鷲市は、尾鷲市としての尾鷲のまちをどのように描くのか。自分らの、こんなまちにしたいんやというものを、これは市民との話の中でもそうですけれども、やっぱり自分らでつくっていかないと、全てそちらが言われたことに賛同する、それも大事なことかもわかりませんけれども、そういう思いを、僕はもう職員の方には、失礼ですけど、こんなことばっかり、押し売りばっかりして悪いんですけれども、やっぱりそういう気持ちを持ってお願いしたいと思います。

そういうことで、尾鷲市がＳ、市民サービス・文化・観光のプロジェクトリーダーということですけれども、いろんな昨今、木材エネルギーを利用した木質バイオマス、いろんな地域で、３６カ所、日本全国できています。ですから、そういうものを一度勉強してみようかとか、尾鷲市の職員さんがどれだけの方がいるかわかりませんけど、そういうのに。いろんな方法、今、三重県と三重大学がオブザーバーとしていますということなんやけれども、自分たちでどのように勉強したらええんか、どのようにして人を引っ張ってきて話を聞いたらええんかとか、やっぱりそういうところから始まらないと尾鷲市というのはよくなってこないと僕は思っております。

その辺も含めて、今、国のほうの経済産業省とか農林省は、地域内エコシステムとかというのを、もう２年前からそういうふうに出ています。それは一つの中電さんの跡地にできるのは、そういう形になるかどうか知りませんけれども、そういう形があったとしても、再度違う方面からそういうことについて尾鷲市として勉強するとか、ただ、そのことを一方的に受け入れるんじゃなくて、この地域

のためにこういうものがあるじゃないかとかという部分を、もっと僕はしていかないとだめなのかなと個人的には思っています。ですから、そういう部分で、もっと勉強する機会とか、行動を起こす機会の流れを、流れというか線を、選択肢をいっぱいつくっていただいて。大変だとは思います、業務をしながら、ほかのそういうこれからのことをやるというのは大変かもわかりませんけれども、そういう部分でひとつ頑張っていただきたいと。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　非常にありがとうございます。

ただ、はっきり申し上げまして、私としては、やっぱり職員が力です。おっしゃるとおりなんです。それをどうやって活力ある職員にしていくか。当然、やっぱりいろんな今回のプロジェクトに参加する場合に、やっぱりまず第一に知識とノウハウがなかったら何にもできないんですよね。その後は、やる気なんですよ、おっしゃっているように。それをやっぱり、今、職員の間では、いろんなそういう気持ち、あるいはそういう何とかやろうという気持ちは、だんだんだんだんと大きく芽生えてきたと思っております。だから、そういうメンバーを、私は、今度のプロジェクトのメンバーの中に入れさせようかと、そんなことも考えておりますので、おっしゃることは非常によくわかるんです。まだ道半ばでございます。でも、しかし、時は急ぐんです。だから、そういう心づもりで、どんどんどんどん職員を引っ張っていきたいと、このように思っております。

議長（三鬼孝之議員）　１２番、野田議員。

１２番（野田拡雄議員）　市長、よろしくお願いします。

時間もなくなってきていますけれども、最後に、今回の質問は、人に関する人材、組織、体制、仕組みを中心にして私は一般質問させていただきました。

最後に、自治体専門の元東京都の職員の方が約十数年前に書いた本の一節を紹介させていただきます。これは、今は大学の先生です。これは私の意見ではありません。ちょっと厳しい意見が書かれておる。これは、尾鷲市に当たっておるとか、そんなのじゃないんですよ。十数年前に書かれた本です。

本来は、一つの自治体で企画活動と執行活動が連続して行われるのが望ましい。これまで国が企画活動を中心に行い、自治体は、国の補助金と通達に沿い、執行活動を中心に担う仕組みであった。国が政策官庁、自治体が事業官庁という図式であったということですね。この構造が２０００年の分権一括法の施行で壊れたことは既に話したとおりである。ただ、長年、事業官庁になれ切ってきた自治体

に、突然政策官庁の役割を果たせと言っても、そう簡単ではない。現場では、依然、従来の行動スタイルが残っている。国の指示がない限り全てをルーチン的に処理し、大義なく済まそうとする組織風土である。それはだめである。これからは裁量権を駆使し、市民の目線で満足度の高い政策づくりを目指して、創意工夫を重ねる、それが自治体がとるべき仕事スタイルである。従来の国が指し示した物差しを金科玉条とし何の創意工夫もしない自治体と、持てる力を使ってあらゆる創意工夫を新たな施策に次々と生み出していった自治体とでは、１０年もたつと大きな差が生じる。この差は、格差とは言わない。明確な能力差である。これは誰も補塡しない。最後に、そのもとで被害者は誰か。それは地域住民であるという一節があります。

その前に、居眠り自治体とかという言葉があるんですけれども、そんなのはさて置いて、そういうことがある。

僕は、これも、僕自身も肝に銘じて議員になっております。そういうところから、これまでの仕事が、これでよいとかという考えじゃなくて、どうしたら尾鷲はよくなるのか、私自身が本当に大いに期待していますし、一緒にやっていきたいと思っています、議員として。とことん行きます。

最後に、市民と真正面から向き合うことが必要と思っていますので、また、ここら辺は私も十分にしておりますので、粘り強く考え、行動していってほしいと思っています。

これで私の一般質問は終わります。市長、最後に。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　その先生の中身については、一応理解させていただきましたのですよ。まさしくそうじゃなかったらだめだ、そうでなければだめなんじゃないですか。職員の立場というのは、今後どうあるべきなのかって。誰がお客様なんですかって。市民の皆様ですよ。だから、当然のことながら、市民目線で物事というのはやっていかなきゃならない。これは、私が、もう常に市長になったときから、ずっと言い続けております。具体的にいろいろやっております。

そういうことも含めて、やっぱり活力ある尾鷲市というものをやっぱりつくっていかなきゃならない。そうすると、やっぱり誰がやるのかといったら、職員なんですよね。職員が中心になりながら引っ張っていくと。もうこれが大事だと思っています。

たまたまこういう逆境に立たされた尾鷲市ですから、あとは、そういう意欲の

ある職員が、どんどんどんどん出てくるような形で私もリードしていきますし、やっぱりそういう思いの職員というのは非常に多くなってきたという事実だけはお伝えさせていただきたいと。ありがとうございます。

１２番（野田拡雄議員）　最後に、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（三鬼孝之議員）　ここで休憩いたします。再開は１３時１５分からといたします。

〔休憩　午前１１時５６分〕

〔再開　午後　１時１４分〕

議長（三鬼孝之議員）　休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、５番、上岡雄児議員。

〔５番（上岡雄児議員）登壇〕

５番（上岡雄児議員）　今定例会では、午後の一般質問は私だけになります。午後の時間帯は眠気を誘いますが、お聞きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

６月議会が閉会し、９月議会までの２カ月半はあっという間に過ぎたような気がします。６月２３日にオープンしたばかりの新鮮なマグロを買ったり食べたりできる観光施設勝浦漁港にぎわい市場と、道の駅として日本一きれいなトイレをコンセプトに、利用者に快適な空間を提供している道の駅たいじを２６日に議員有志で視察してきました。どちらも、食事コーナーの支払いは、最新の支払い機が導入されていました。

７月末には近江八幡市へ、新一般廃棄物処理施設の近江八幡市環境エネルギーセンターを、三鬼議長、村田議員、仲議員、小川議員、内山議員と私の６名で自費にて視察してまいりました。

熱回収施設は、ストーカー方式の焼却炉２基を備え、焼却で発生する熱エネルギーを利用して発電を行うほか、隣接する健康ふれあい公園の温水プールへ熱供給を行います。発電した電気については、施設内で利用するほか、余剰電力を売電し、昨年度は数千万の利益を得ているようです。近江八幡市担当者の丁寧な説明で、実に有意義な視察でした。当地域でも計画がされておりますが、先進地のよい部分を取り入れていただきたいと思っております。

夏の時期は、ことしも多くの人手でにぎわったおわせ港まつりを含め、数多くのイベントや地域の夏行事やお盆行事が開催されました。でも、残念なことに、

９月２９日開催予定のＯＷＳが台風のため中止になってしまいました。参加を予定されていた選手の皆さんや、早くから会議や準備に取りかかっておられた関係者の方、また、三木里地区会ではＯＷＳを盛り上げるイベントを計画し、７月初めから準備をされていた皆さんの御苦労を考えると、大変残念でなりません。

でも、三重とこわか国体までは３年あります。その後もＯＷＳは続きますので、よい大会になるよう、よろしくお願いいたします。

先週９月４日の台風２１号により、当地域でも多くの被害が発生しました。特に、各地域で発生した停電は１０時間以上続き、一部地域では２日弱の間続いた地区がありました。電気のありがたみが身にしみました。

ただし、停電になり時間が経過しているにもかかわらず、関係機関からの情報がなく、皆さんの心労が増していた部分が多くありました。ぜひ、この教訓を生かし、昨年から私が申し上げていますＳＮＳでの情報発信を早期に開始していただきたいと思います。

また、９月７日に発生した北海道地震でも停電により情報が届かなくなりましたが、ＳＮＳや携帯電話での情報取得が大いに役に立ったと報道されておりました。

また、先日は、ひとり住まいの高齢者の方から被害の相談がありました。市民課のほうに言いましたら、すぐに対応していただきました。ありがとうございます。大変ひとり住まいの高齢の方なので、相談に来てもらっただけでも物すごくうれしいと言っていましたので、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

今回の一般質問では、鳥獣害対策とキャッシュレス化について一般質問させていただきます。

毎年、鹿、イノシシ、猿の被害は出ており、担当課の方には御苦労をおかけしています。

イノシシは、柵の下を掘って侵入し、作物を荒らします。鹿については、夕方まだ明るい時間から民家にあらわれ、住民の方と鉢合わせし、危険を感じるから対応してほしいとの話も伺いました。そして、猿の被害です。ことしは猿の被害が、ここ数年では特に多いようです。このまま対策をしないままだと、農作物を生産する意欲がそがれてしまうように思います。この時期、秋から冬、そして春にかけて、餌を求め被害が拡大する可能性があります。私の住んでいる地区では、クリの実がついていない木が多く見られます。

市長は、鳥獣害対策についてどうお考えになっておられるのか、お考えをお聞

かせください。

次に、キャッシュレス化についてです。

国では、日本再興戦略改訂２０１４において、キャッシュレス決済による決済の利便性、効率性の向上を掲げたことを発端として、日本再興戦略２０１６では、２０２０年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催等を視野に入れたキャッシュレス化推進を示しています。

（「上岡さん、キャッシュレスの意味を言ってください」と呼ぶ者あり）

５番（上岡雄児議員）　はい。後で詳しく説明させていただきます。ありがとうございます。

なぜ、キャッシュレスに取り組むのか。経済産業省の商務サービスグループ消費・流通政策課がことし４月にまとめたキャッシュレスビジョンの初めにの一文を紹介すると、我が国では、少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口減少の時代を迎え、国の生産性向上は、喫緊の課題と言えます。キャッシュレス推進は、実店舗等の無人化、省力化、不透明な現金資金の見える化、流動性向上と不透明な現金流通の抑止による税収向上につながるとともに、さらには、支払いデータの利活用による消費の利便性向上や、消費の活性化等、国力強化につながるさまざまなメリットが期待されるとあります。

尾鷲活性化拠点構想プロジェクトの検討手順には、尾鷲港周辺での食の拠点計画があり、また、先日、おわせＳＥＡモデル協議会を設立し、プロジェクトＣには、市民サービス・文化・観光プロジェクトが案として検討するとされています。これからの食や観光施設には、キャッシュレス等の支払い方法も考えていかなければなりません。

中部電力跡地利用に関しては、先輩議員があす一般質問されますのでお任せし、内容を確認させていただきたいと思います。

全国の自治体では、キャッシュレスを推進している自治体も多くなってきています。自治体単位でなく、地域単位で使用可能な電子地域通貨や地域仮想通貨が利用、検討されています。

当地域では、キャッシュレス化を図っていくことを考えておられるのか、市長のお考えをお聞かせください。

壇上での質問は以上です。御回答、よろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君）　先ほど上岡議員のほうから２点の質問がございました。その質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、第１点目は、有害鳥獣による被害状況についてであります。

全国的に有害鳥獣の対象であるニホンザル、イノシシ並びにニホンジカによって、議員おっしゃっていますとおり生活圏への被害が発生しているところであり、本市においても農作物の被害、森林被害、住居侵入による生活被害が発生しております。

そこで、尾鷲市鳥獣被害防止計画のもと、有害鳥獣対策として、獣害パトロール員の継続雇用を初め、有害鳥獣捕獲許可証の発行、有害鳥獣の捕獲等に対する報償金制度の継続、被害多発地区での捕獲おりの設置、大型捕獲わなの設置、国の補助金を活用した獣害柵設置事業、獣害に強い地域づくりの推進、この主に七つの対策を猟友会尾鷲支部の協力のもと進めているところでございます。

現在、獣害パトロール員の管理のもと、有害鳥獣の捕獲おりを被害多発地区に設置しており、さらに、タヌキやアナグマなどの小動物の被害も寄せられることから、小動物の捕獲おりの設置も実施しているところであります。

このような被害、苦情による対応におきましては、可能な限り職員も現地に同行させ、被害の聞き取りや防獣対策の助言について適宜対応を行っているところでございます。

また、ニホンザル出没の苦情につきましては、獣害パトロール員による迅速な追い払い対応や被害を未然に防ぐ防獣対策の助言を実施しているところでありますが、非常に賢く、わなによる捕獲が容易でないのが現状であり、対応に苦慮しております。

このことから、今後におきましても、猟友会の協力のもと捕獲強化を推進するとともに、獣害パトロール員による獣害対策の継続、新たな捕獲方法の検討をしていくだけでなく、県と協力しながら、被害地区における追い払い研修会などを開催することで、住民の皆様と、県、本市の三者が一体となった協力体制の構築を目指し、被害軽減に向けて取り組んでまいります。

次に、当地域におけるキャッシュレス化を図っていくことを考えているのか、この件の質問にお答えいたします。

私の認識としましては、このキャッシュレスとは、例えばＩＣカード、あるいはクレジットカード、スマートフォン、こういったものを利用しながら、紙幣や硬貨のように物理的な現金を使用しなくても活動できる状態であるという、こう

いう認識をしております。

本市におきましては、消費生活の利便性等への対応について、時代の流れや国内の動向に注視していくことに加え、これから進んでいく中部電力尾鷲三田火力発電所用地を活用する、おわせＳＥＡモデル協議会に基づく内容のものや、尾鷲活性化拠点構想プロジェクト等のさまざまな計画によって、市内外はもとより、海外からのお客様が今より増して本市を訪れることを想定しながら考えていくべきであると思っております。

まずは、市内事業者の御理解、御協力が必要になりますが、訪問者増加に対する対応を補完するためには、キャッシュレス化は有効な手段であるとともに必要条件になっていくのではないか、このように認識しております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　それでは、鳥獣害対策についての追加質問をさせていただきます。

尾鷲市鳥獣害防止計画、平成２９年度から平成３１年度に沿って質問をさせていただきます。

猿の対策では、水産農林課による追い払いを実施していただいていますが、猿が出たよと言って来ていただいても、もう猿がいない状態が多くあります。

鳥獣害の被害防止には、地域全体で取り組むことが重要と思われますが、担当課では、どのような支援を行われているのか、お聞かせください。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　地域全体の取り組みについて御説明させていただきます。

本市につきましては、頭数管理による捕獲頭数をふやすことが有害鳥獣による被害軽減に向け最も有効な対策であると考えており、近隣市町同様、従来から猟友会の協力をいただき、猟期以外においても有害鳥獣捕獲証を発行し、有害鳥獣の捕獲を実施しております。

また、獣害パトロール員による巡回や、猟友会の協力による一斉追い上げなどの対策だけでは物理的な限界があることから、住民参加の獣害対策に強い地域づくり推進が非常に重要であると考えております。

そこで、ニホンザルの被害多発地区の住民の皆様と、県、市の三者が一体となった協力体制を構築し、被害軽減に向け取り組むことが必要であると考えており

ます。

要望のあった地区におきましては、住民の皆様に獣害対策を学ぶ研修会や実際の追い払い方法の講習会を開催することで、被害軽減に向けて取り組んでいるところでございます。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　もう少し実際に行われていることをお聞きしたいんですけれども、地域全体で地域の方を巻き込んだ追い払いというのは、計画されていますか。お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　地域の方には、この前、８月の末なんですけれども、三木里地区におきまして、県の方と私らとともに研修会を開かせていただきました。そのとき、追い払い方法とか対策方法についていろいろともに学ばせていただきまして、どのように追い払っていくのかというふうなことまでも研修をさせていただき、ともに追い払いをやっていくというふうには認識しております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　私が、ちょっと認識とは少し違うんですけれども、ぜひ説明会だけではなくて、実際に地域の方が活動できるようなところまで支援をお願いしたいんですけれども、追い払いの、実際に地域で地域の方参加型で追い払いができるようなチームづくりとか、そういうことまで考えていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　また、議員さんが言われたとおり、一度、猟友会の方、そして、私ら市職員の方、それから地元の方と、一度また現地のほうでの追い払いの方法等を、県の方の指導も仰ぎながら実際実施していくようなことでまた考えていきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　ぜひよろしくお願いします。

では、次に、捕獲体制に関する取り組みについて伺います。

現在、尾鷲市鳥獣害防止対策協議会が所有している捕獲機材の導入状況は、どのようになっているのでしょうか。不足部分はないのか、お聞かせください。

また、ＩＣＴ機器の捕獲わな導入についてのお考えをお聞かせください。

ＩＣＴ捕獲器を使うと、見張り等の労力の軽減があります。ということは、人

が近くにいなくていいので、警戒されることも少なくなり、捕獲が容易になるのではないでしょうか。

また、全国で、そのＩＣＴ捕獲器を導入されている６割以上の市町村で効果がありとされています。ぜひ、導入に向け検討をお願いしたいのですが、担当課のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　捕獲体制の取り組みについて御説明させていただきます。

現在、尾鷲市鳥獣防止対策協議会が所有しております捕獲おりにつきましては、中型動物用おりが２０基、小型動物用おりが６基、中型動物用大量捕獲わなを１基所有しております。

また、わなの免許所有者の方への貸し出しや獣害パトロールによる被害多発地区への設置に活用させていただいております。

使用状況につきましては、同じ場所に複数設置することで有害鳥獣をおびき寄せる逆効果もあるということを考えますので、現在のところは足りているものと認識しております。

また、ＩＣＴの活用事例につきましては、三重県農業研究所などが開発されたスマートフォンなどの端末で遠隔操作を行う大型捕獲おりや、徳島県立農林水産技術センターなどが開発したメール送信機能つきセンサーカメラと捕獲センサーを組み合わせた捕獲おりなど、新たものが開発されてきております。

これらの新たな捕獲おりは、ニホンザルの捕獲強化に向けた対策として重要なものと考えておりますので、情報収集に努めながら、本市に合った捕獲おりの導入について、これからも検討していきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　ぜひ、このＩＣＴ捕獲わなの導入は、ぜひ早期に行っていただきたいと思います。でないと、猿というのは本当に賢い動物で、電柵をしていても、ほんの小さなすき間や電柵の間を、小さな猿を中に入れて取らすとか、すき間があれば、本当に先に小さな猿を入れるとか、電柵がしてあってもかなり被害を受けます。トウモロコシを百何十本取られたとか、あと、スイカやカボチャを取られたとか、ことしは、本当に各地域で何度も聞きましたので、ぜひ対処をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

じゃ、次に、担い手確保について伺います。

鳥獣害の捕獲等に関しては、猟友会の皆様の力に頼らざるを得ない状況と思われます。しかし、猟友会の高齢化が進んでおり、新たな担い手確保が必要であると聞いています。

ここ数年で新たな担い手がふえているのでしょうか。担い手確保のための取り組み内容をお聞かせください。担当課のほうでよろしくお願いします。

議長（三鬼孝之議員）　水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君）　担い手対策について御説明させていただきます。

新たな担い手についてですけれども、ここ数年、猟友会の会員数は５０名前後とほとんど変わっておらず、推移しております。

ちなみに昨年度は、わなの狩猟免許を取得された方が１名、この尾鷲市内でございます。

担い手対策としましては、狩猟免許の取得者がふえるように狩猟免許の取得や更新場所を東紀州地域でもお願いしたいと毎年県に対して要望を行っております。

また、猟友会尾鷲支部に有害鳥獣駆除対策として、尾鷲市一円の有害鳥獣の捕獲及び追い上げ等を行うために必要な活動に対する経費を補助しております。

あわせて、近年では林業被害が増大していることから、林業関係者に対して林業研究所の職員を講師にニホンジカの生態や上手な柵の設置方法などの講習会の開催と、狩猟免許のＰＲを行っております。

あわせて、農業従事者におきましても、獣害による農作物遺失を軽減させるために狩猟免許のＰＲを行っており、また、三重県農業共済組合においても、水稲共済加入者が狩猟免許を取得する際に補助するなど、これらの取り組みが新たな担い手につながるものと期待しております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　狩猟免許というのは、年１回というふうに聞いています。ですからＰＲ、どこまでがされているのかわからないんですけれども、なるだけ皆さんに行き渡るような、口頭でも結構ですので、周知徹底を図って、担い手がふえるように努力をしていただきたいと思います。

では、次に、キャッシュレス化について質問をさせていただきます。

まずは、先ほども村田議員から言っていただきましたけど、キャッシュレスについての説明をさせていただきます。

クレジットカードは、皆さんよく御存じだと思います。そのほかに、チャージ

した金額のみ使えるプリペイドカード、これは、スーパーマーケット、尾鷲でもスーパーマーケットではよく使われていると思います。商品を購入したときに銀行口座からそのままお金が引き落とされるデビットカード、これは、口座にお金が入っていないと使えないんですけれども、お金が入っていれば即現金のような形で使うことができるのがデビットカードになります。それぞれの機能を有したクレジットカードが存在します。

また、電子マネーの一番の特徴は、非接触型であることです。かざすだけで支払いが済むということです。

スマートフォンの支払いには、ペリカ方式のＩＤ、アップルペイというのがあります。

また、機種を問わず、アプリさえあれば支払いできるＱＲ方式というのが今出てきています。このＱＲ方式のアプリがふえてきています。財布を持たなくてもよくなる時代が来るかもしれません。

では、質問をさせていただきます。インバウンド関連でのキャッシュレス化についてです。

平成３０年６月に観光ビジョン実現プログラム２０１８が観光立国推進閣僚会議で示されました。その中で、２０２０年までに外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて１００％のキャッシュレス決済対応及び１００％のクレジットカード決済端末のＩＣ対応を実現するため、キャッシュレス決済及びＩＣ端末導入の支援措置とともに、２０１８年度においては未対応の施設等に対するキャッシュレス決済の普及活動を実施するとあります。そのほか、関連施策として、訪日外国人旅行者の決済手段の多様化に対応すべく、宿泊施設、商業施設、公共交通機関等においてスマートフォン決済や電子決済等の新たな決済手段の導入を促進する実証実験を地方公共団体等と連携して実施するとされています。

市長は、インバウンドに対して幾度となくお話をされています。当地域の宿泊施設や観光関連施設でのクレジットカード決済がどこまで進んでいるのか調査されているでしょうか。把握はされているでしょうか。海外からのお客様、特に、中国からのお客様は、電子決済をよく利用されているとのことですが、市長はインバウンドにおけるキャッシュレス化の重要性をどこまで認識されているのでしょうか、お答えください。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　議員の御質問は、インバウンド関連のキャッシュレス化の重要性について、私の所感、考え方といいますか、それにつきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、国につきましては、平成２８年３月に、明日の日本を支える観光ビジョンというものを発行された。その中で、先ほども議員おっしゃっていますように、２０２０年の、オリンピックの年ですよね、訪日外国人旅行者数４，０００万人、２９年度がたしか２，８００万人かそれぐらいだったと思います。３０年度は今ふえていると、まだ、去年の実績を上回っているというような話なんですけど、そして、旅行消費額を８兆円、こういう目標を国のほうは掲げていると。そういった中で県のほうはどうかといいますと、県のほうのインバウンドについては台湾などアジアを中心とした交流連携を強め、観光誘客の増加を図っているという、今、県の状況はこういう状況でございます。

本市におきましてはどうかといいますと、まず、三重県と東紀州の５市町、これでの世界遺産、地域産業を活性化した観光ＤＭＯ事業推進協議会というものが平成２８年度に立ち上げまして、訪日外国人の誘客に努めているところでございます。

近年の訪日外国人旅行者の動向は、従来の国内有名観光地への旅行にとどまらず、地方への食や体験、あるいは、習慣や環境を求める旅行ニーズがふえてきていると聞いております。

本市におきましては、今後より一層インバウンドに対する取り組みが現実的なものとして重要となってくると考えております。

こうした中で、経済産業省が平成３０年４月に取りまとめましたキャッシュレスビジョン、これによりますと、日本の家計消費支出によるキャッシュレス決済の比率は約１８％、これにとどまっていると。

一方で、中国、どうだろうかというと約６０％、お隣の国、韓国においては約９０％と、キャッシュレスが進展している国では、おおむね大体平均して４０％ぐらい、これぐらいの超えている決済率となっていると、そういうふうにして発表されております。

こういうことによりまして、こうした報告から、訪日外国人の支払いについては、クレジットカード、あるいはスマートフォン、こういったものによる電子決済のニーズが高いものと認識しております。

本市の宿泊施設や商業施設でのクレジットカード等の普及については、現時点

では大まかな把握しかできておらず、一部の施設等で導入されているのが、一部の施設だけですね、これが現状でございます。

今後、世の中の動向を注視しながら、事業者の意向も含めて調査してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　今まで、課としては、インバウンドのことをかなり言われていますんで、ぜひ宿泊施設とか、その他、観光施設の現状ぐらいは早期に調査をしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、今、５市町のＤＭＯの話が出ましたので一つつけ加えさせていただくと、以前も私質問させていただいたんですけれども、かざすＣＩＴＹ、日本語表示だけなんですよ、尾鷲が。もし、５市町でＤＭＯを今から推進していくんであれば、これからも、このかざすＣＩＴＹ、英語、あと中国語ですね。中国語には何か２書体あるらしくて、中国本土の方がよく使う書体と、あと、台湾ですか、その他、台湾や香港で使われている漢字があるようなんですけれども、どちらの漢字を表示されても、両方とも表示されるのが一番いいと思うんですけど、その辺もぜひお考えいただいて実行していただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。公的分野における電子決済についてです。

公的分野における電子決済は、日本ではまだこれからだと言えます。これには、税金の徴収や政府の調達、市民への給付があり、電子決済の利用が拡大すれば効率性向上が期待でき、さらに、高齢化社会における住民のプリペイドカード利用では、さまざまな活用方法が考えられています。

プリペイドカードは、少額の買い物でも使え、財布の小銭を探す必要がなくなりますから、高齢者にも利用しやすいと思います。当地域でも、スーパーマーケットやコンビニでは利用され、私の８８歳の母も、当初はなれなかったんですけれども、今はもう普通にプリペイド方式で支払いを行っています。

また、デビットカードを利用するたびにメールが届くサービスを活用して、遠隔地に住む家族の安否情報を、もし私が都会に住んでいて親が１人地元に住んでいたとしたら、デビットカードで支払いをしていただくと、支払った都度に私のほうに買い物をしたよというメールが届く、こういうシステムも今行われているようです。

２０２０年に向けて電子決済が普及すれば、その利用の仕方も急速に拡大するはずです。マイナンバーカード活用の目玉である自治体ポイント、マイキープラ

ットフォーム制度が昨年９月２５日より動き出しました。先行自治体による住民向けサービス提供がスタートしています。確実なセキュリティー対策として、ブロックチェーン技術の導入も予定されています。

三重県では、津市では自治体ポイントが支える通販サイト、めいぶつチョイスや、総務省の地域活性化戦略の一環としてスタートした、シルバーエミカというのが運営されています。

政府の戦略では２０２０年という具体的な目標を掲げていますから、今後は、国内のキャッシュレス環境は急速に整備が進むでしょう。さらに、政府のまち・ひと・しごと創生本部による戦略では、これを地方にも広げるとしています。

尾鷲市も総務省や国土交通省等の各機関が行っている事業に参加し、これから先を見据えて動いていかなければいけないのではないでしょうか。時代は急速に変わりつつあります。

また、市長は御存じでしょうか。輪内地域の金融機関のＡＴＭ事情は、土日、休日の営業状況は、九鬼と北輪内郵便局が土曜日９時から１２時半、午前中だけの営業、そのほか、日曜、祝日は、ＡＴＭは開かれていません。私も本当に、今まで、少し前までは、これを知りませんでした。いつも尾鷲に、こちらのほうに来ていますので、ついついこちらでおろすので、そんなに土日閉まっているとかいうのは知りませんでした。これから先、当地域、金融機関は、今より少なくなっていくと予想されます。時代はますます進んでいきます。どのように対応すべきかを考えておかなければならないと思います。加藤市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　まず、後のほうでおっしゃっていました、北輪内と九鬼と、土曜日でも午前中だけであるとか、日曜日は全然ＡＴＭが使えないと、出金ができないというような。正直申しまして、これ、時代の流れですよね。過去でしたら、土曜日も半ドンであったから、当然、要するに、それに伴うような業務が一切なくなって、日曜日は当然であると。過去はそうだったんですね。

しかし、今は、要するに、利便性を求める時代になってきて、そして、もう一つは、やっぱりお客様の囲い込みというような、そういう子会社ベースで、こういう。だから、どんどんどんどんやはりこういう物が進化しているという認識は持っております。だから、我々としても、やっぱりその時代の流れ、あるいはお客様、要するに消費者の思いというものをやはり重要視していかなきゃならない

と。まず、この件について、私自身はそういう認識を持っているというふうです。

最初、前者のほうでおっしゃっていました総務省や国交省等の事業に参加し、これから先を見据えて動くべきではないか、この御質問についてでございますが、まず、公的分野における電子決済等によるキャッシュレス化につきましては、時代のキャッシュレス化の流れの中で当然に考えていかなければならない、こういう課題と認識しております。先ほどの答えと同じでございます。

本年４月に経済産業省から出されたキャッシュレスビジョン、これにおきましても、現在の我が国でのキャッシュレス決済率というのは約１８％。東京、愛知、大阪という大都市においては非常に１８％を越える、１９％とかになって、地方に至っては１２％と、非常に低い率であると認識しているわけなんですけれども、特に、政府のほうについては２０２５年。２０２５年、どうなるか知りませんけれども、要するに大阪万博、大阪の関西万博が開催されるということを見越しながら、まだ決まっておりませんけれども、この２０２５年までには、その場合の４０％、先ほどお答え申し上げました内容と同じで、これ、４０％程度に引き上げることを目指す支払い方改革宣言、こういったことを発表されているということでございます。

そして、また、行政機関は、納税等にかかわる支払いの受け入れの領域でキャッシュレスの余地があるとの指摘がありました。

そして、そのキャッシュレス化の潮流の中で、公的分野でのキャッシュレス化の促進が期待されるとしております。

このような状況の中で、総務省におかれましては、マイナンバーカードを活用し、公共施設などのさまざまの利用者カード１枚にする、それと同時に、クレジットカードなどのポイント制とかマイレージ制とか、こういった自治体のポイント、こういったものに変換、合算して、住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目標とする、先ほどおっしゃったマイキープラットフォーム構想を総務省のほうでは一応これから立ち上げていくというようなお話を聞いております。

現在、国内では、地域のキャッシュレス化に対し、参加を表明する自治体や金融機関、大学、企業と、徐々にふえてきていることから、本市におきましても、国等の動向を注視しながら、地域のキャッシュレス化についての検討はしていかなきゃならないなと。議員おっしゃるように、近い将来はそういう形になるであろうと。要するに、時間軸といったら、２０２０年の話とか２０２５年の話、こ

れはもう近い将来だと。そういう状況の中に尾鷲市としての対応をどうするのかということについては、やっぱり検討を始めなきゃならないと、そういう段階に来ているんじゃないかなと思っているんです。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　先ほど市長も言われた自治体ポイント、マイキープラットフォーム、これ、図書館の借り入れ等にも使えるらしいんですけれども、そういうのは、早期に取り組むというお考えはないですか。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　まずやっぱりシステム全般のことを考えて、その後全体から、それからどうしていくのかということ。図書館カードなんかでも、それも活用できるというお話は聞いているんですけれども、まだ今のところ、具体的にどこをどうしようというあれは、これからの話でありまして、今のところは考えていない。ただ、使えるなというようなことで。その中で、ついでと言ったらまことに申しわけないんですけれども、さっき話の中で、マイナンバーカード、非常に尾鷲市のほうも、大分余り浸透しておりません。これをやっぱりどんどんどんどんやっぱり推し進めるという、そういう活動も必要じゃないかなとは一方では思っております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　尾鷲市は、マイナンバーカードが少ないというのは聞いています。

ただ、そういうものに取り組むことによって、取り組まないのと取り組むのとは全然違います。特に、そのポイント制というのは、まだまだこの地域、カードでのポイント制というのは少ない地域です。判こを押したりであるとかシールを張ったりであるとかというのは、まだ実際多い地域ですので、そういうポイント制に実際に取り組んでいくということも、特に市は取り組みやすいと思います、ほかの地元企業よりも。ぜひそういうのを先に取り組んでいただいて、こういうものなんだなというのを認識する上でも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に、電子地域通貨と地域仮想通貨についてお尋ねします。

かつては地域通貨ブームがありました。きっかけは、１９年前の地域振興券でした。この政策には賛否両論ありましたが、地方自治体や商工団体などで、その

アイデアで地域独自のプレミアム商品券や地域通貨を発行しました。地元の金融機関や商店などの協力を得て発行され、５％や１０％、２０％などのプレミアム部分をつけて消費を喚起し、地域の活性化を図ろうとするものでした。

地域通貨ブームと同じころ、地方創生を目的に、全国でふるさと納税やゆるキャラやＢ級グルメやロケ誘致のフィルム・コミッションなどが次々と名乗りを上げ、その人気は今も衰えていません。

しかし、全国の各地域では、地域通貨は発行を中止しているところが多いようです。

狭い地域しか使えない、使えない店がある、交通機関や医療機関で使えない、地域活性化に必ずしも寄与しているとは言えなくなっています。

また、発行者側も偽造されにくくする印刷や安全な保管方法、発行管理に、予想外のコストがかかってしまいます。

地域通貨にかわる新たな地域通貨として、今、仮想通貨の急成長により、発行管理のコストが紙の地域通貨や電子マネーなどより安く済むブロックチェーンを利用した地域限定の地域仮想通貨が２０１８年に続々と旗上げしそうです。

尾鷲市では、イタダキ市が毎月に行われています。東紀州地域では、棒対決グランプリが行われます。このようなイベントで使用可能な地域通貨もできるのではないでしょうか。

ちなみに、地域通貨の代表例が、高山市、飛騨市で行われているさるぼぼコインという地域通貨があります。

市長に質問させていただきます。

尾鷲市でも、ぜひ、商工会議所や尾鷲観光物産協会等の関係団体を巻き込んで検討を行っていただきたいと思います。

また、各機関や民間の実証実験に参加できる体制等を考えていただきたいと思います。

また、地域仮想通貨を使用することにより、健康イベント、ウォーキング等に参加すると地域仮想通貨ポイントがもらえ、それが買い物に使えたりすることができたり、また、スマホアプリの地域仮想通貨だと、登録者に情報提供を行うことにより集客効果も見込めます。市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　電子地域通貨と地域仮想通貨、この件についてでございますけれども、実を言いますと、本市においても昨年度までプレミアムつきつばき振興

券、こういったものを発行事業として尾鷲商工会議所で実施されたという経緯がございますのですけれども、要は、紙の商品券を発行した事業でありますが、有効期限内に市内の加盟店舗のみ使用できる仕組みから、市内消費の拡大など、一定の効果はあったと、そういう実績はございます。

その反面、店舗側に換金手数料が発生したり、あるいは、プレミアム部分を含めた事業費の負担が大きかったり、こういったことの課題もございました。

電子化された地域通貨は、商品券を印刷する費用等を抑えられるもので、プレミアムやポイントなど、魅力づくりの費用負担は大きく、また、高齢者が多い本市においては、スマートフォンでの決済を導入することのハードルは、現時点では高いと思います。先ほど、上岡議員のお母様、一応使われているというお話なんですけど、全般的に考えれば、やっぱりハードルが高いのかなという、私自身は、そういうふうに思っております。

一方、議員がおっしゃるような地域仮想通貨については、導入についてのいろんな課題はありますけれども、今後やっぱり外国人観光客の利便性が高いという、こういうメリットもあると。こういったこともあり、今後導入される地域も多くなるのが推測されております。

また、健康や通貨というような異なった分野を融合させることや、情報発信のツールとして取り扱うことにつきましても相乗効果を図っていけるのではないかと、このように考えております。

いずれにしましても、導入には地域の金融機関を初め、商工団体や事業者等との連携がまず不可欠でございますので、関係団体の意向も踏まえながら、有利な実証実験への参加も視野に入れ、本市においても検討していきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　私もこのキャッシュレス化の質問をするに当たって、難しい問題というのは、理解していただくのがなかなかだなというのは感じていました。というのは、今一番よく使われているのはスマホ決済、あと、交通系ですね。都市部では交通系のカード、これがやっぱり一番よく使われています。

ただ、この地域では交通系のカードがありません。ですから身近に思えない。スマホ決済についても、決済できるところが余りないです。大手チェーンのお店ぐらいしかないです。

ついこの間、私も１年ほど前からスマートフォン決済をやり始めたんですけれ

ども、その理由はなぜかというと、指紋認証技術というのが昨年かなり進歩しました。これによってセキュリティーに関しては万全じゃないかと思って、昨年、１年前からスマホでのキャッシュレスというのを使い始めました。

この質問をするに当たって、高速道路ではキャッシュレス、国の道路ですのでキャッシュレス化されていると、自販機がされているというのを聞きまして、先週走って行ってきました。すると、大宮大台では飲食の自販機がありました。スマホでコーヒーを一つ買ってきました。もうちょっと走って安濃サービスエリアのフードコートでフードコートの自販機、これもスマホ決済ができるようになっていました。一つ頼んで食べてきました。

というように、国の機関では結構進んでいるんですけれども、残念ながら紀北町の道の駅には、探しましたけれども、ありませんでした。というように、大宮大台までは自販機は来ています。でも、こちらには来ていない。すると、なかなか身近では電子決裁というのは、なかなか味わえないんですよね。そうすると、電子決済というのが都市部と地方で差が開いてしまうんじゃないか。私たちの若いときというのは、紙媒体でしたので現金が主でしたよね。現金でしたので、現金は、この尾鷲であろうが、名古屋だろうが、東京であろうが、変わりません。スマホもないし。カードも、そんなにそこら中で、４０年前というと、そんなに普及していないです。ですから、都会でも、都心部でも、この地方でも、そんなに変わらなかったんですけど、今やはり、持っているものは一緒でも使えるところがない。これは、都市部と地方の差になってきているんじゃないかという危機意識も出てきました。

それで、ぜひ、公共機関で、先進的にでも、そういう国、あとそういう民間、企業等での参加していただいてやっていただきたいというのが、この質問の意図するところになります。

議員仲間、同僚の方でも使われている方がいるし、特に楠議員なんかは、パスモカードを持たれています。私も御一緒に県外へ行ったときにも、パスモでピッと出られていましたので、私は持っていないので現金で切符を買うという形です。だから、その地域格差が出てきているんじゃないかと。

そうしたら、私たちの世代よりも若い世代にとっては、尾鷲で使えない、でもよそへ行ったら全部スマホ、電子カード。これ、ギャップになりますよね。少しでも、この地域でも、そういうカードがあるんだ、使えるんだというのをしておいていただければ、私たちの子供世代、孫世代、若い方たちのためにも、教育面

でもいいんじゃないかというのは、このキャッシュレスをし始めて認識したところです。

ぜひ、最後にお願いしたいんですけれども……。もう一つありましたね。現金の持ち合わせ、現金だったら、もう持っているものしか買えないです。飲みに行っても、市長はワインお好きですけど、現金を持っていなかったら高級ワインも飲めません。カードだったら、さっと使えます。ぜひ、そういう面で、この地域でもカードが使えるところ、電子決済ができるところ、多くしていただく。

あと、公共機関でもカードで使えるんだよというのを、ぜひ皆さんが少しでも使えるような状態を体験できるような形にしていただきたいのは私の願いであって、今回の質問とさせていただきました。最後にお答えをいただきたいと思います。お願いします。

議長（三鬼孝之議員）　市長。

市長（加藤千速君）　上岡議員のお話は、非常に理解できるんですよね。今の現状の尾鷲市、あるいは、そういうもっと尾鷲市より人口の少ないところ云々というところになるんですけれども、要は、キャッシュレス化というのは何なのかということなんですね。要するに、それを利用されている方の利便性を高めるということですよね。

一方では、さっき申し上げましたように、コマーシャルベースでいったら、そのお客様を囲い込むというような、そういう目的があるんじゃないかなって。

確かにカードの話についても、やっぱりキャッシュレスじゃない普通のカードね、さっきの交通機関のカード。このカードを入れて、要するに、交通機関の例えば大阪なんかでも東京なんかでも、全てもう電子化されているから、全部ぱっとあれしたら、すぐに改札口があくというような。ただ、カードを入れて、券を買うとか、あるいは、そのカードを示すとか。

一方では、大阪の場合は、今まで３，０００円の券があったんですね、それが私、久しぶりに大阪へ行ったら、その券、なくなっちゃっているんですよ。何ででしょうねというような、そういう疑問もあるんですけれども。

いずれにしろ、キャッシュレス化の波というのは、これから、どんどんどんどん国の政策でもあり、ましてや、我々としては、私としては、やはり尾鷲はどうやって生きていかなきゃならない。やっぱり交流人口、集客人口をどんどんどんどんふやしていかなきゃならない。こういう一つの大きな目的というか目標があると。そうすると、やっぱり外からの人たちもたくさん来るでしょうと。そうい

った人たちの利便性というのを考えた場合に、やっぱりそういうことも前向きに考えていかなきゃならないんじゃないかなと、私自身はそう思っているんですけれども。

取りあえず、一応、そういう波の中で、今の一方では、尾鷲市で、私、尾鷲で買い物をしたり食事に行ったりしたところで、カードを使うとなると、本当に何件あるのかな。ほとんどないんですね。その辺の普及というのをやっぱり必要じゃないかなと。

これもやっぱり我々がこうしたらいいじゃないですかと言っても、やっぱりそういう事業者の方々、商工会議所とか、そういうところともいろんな検討はしていかなきゃならないですし、まず、やっぱりこれの検討って、やるやらんというか、どういう中身なのか、メリット、デメリット、あるいはいろんな方法の用途とか、そういったものをまず研究させていただきたいなと、そういう思いでございます。

ただ、おっしゃるように時代の流れはそういう流れになっていると。それが尾鷲では何年先になるのか、１０年先なのか、２０年先なのか、これは見えません。だけれども、やっぱりそういうところは、都会から日本でも、やっぱりそういう形のキャッシュレス化ということを進めているということについては、やはり我々もその時流に乗っていく必要があるんじゃないかな、そのように考えております。

議長（三鬼孝之議員）　５番、上岡議員。

５番（上岡雄児議員）　加藤市長もスマホにしていただいて、研究もしていただきたいと思います。５年先、１０年先、見据えていただいて、ぜひ研究、検討をよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（三鬼孝之議員）　以上で本日の一般質問は打ち切り、あす１３日木曜日午前１０時より続行することにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔散会　午後　２時１３分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長　　三　鬼　孝　之

署　名　議　員　　奥　田　尚　佳

署　名　議　員　　楠　　裕　次